

Q001 著作物性・著作物の種類 | 基礎

著作権法上の「著作物」の定義として最も適切なものはどれか。

ア．思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。

イ．新規性のある技術的思想で、産業上利用できるもの。

ウ．市場で経済的価値を有する情報であれば、表現の有無を問わずすべて著作物となる。

エ．人が知覚できる情報であれば、事実そのものも必ず著作物となる。

答え・解説

正答：ア．思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。

ア解説：正しい。著作権法2条1項1号の定義である。

イ解説：誤り。これは特許法上の発明に近い説明であり、著作物の定義ではない。

ウ解説：誤り。経済的価値だけでは著作物性は生じず、創作的な表現が必要である。

エ解説：誤り。事実やアイデア自体ではなく、創作的な表現が保護対象である。

総合解説：著作物性の判断では「思想又は感情」「創作的」「表現」「文芸・学術・美術・音楽の範囲」という要素を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q002 著作物性・著作物の種類 | 標準

小説の着想やストーリーの抽象的なアイデアと、その具体的な文章表現との関係について、著作権法上最も適切なものはどれか。

ア．アイデアを思いついた時点で、そのアイデア自体に排他的著作権が発生する。

イ．抽象的なアイデアそのものではなく、創作的に具体化された表現が著作権法の保護対象となる。

ウ．文章として固定されなければ、どれほど創作的でも著作物にならない。

エ．具体的表現は保護されず、抽象的アイデアだけが保護される。

答え・解説

正答：イ．抽象的なアイデアそのものではなく、創作的に具体化された表現が著作権法の保護対象となる。

ア解説：誤り。著作物は創作的な表現であることが必要である。

イ解説：正しい。著作権は思想又は感情の「表現」を保護し、アイデア自体を独占させる制度ではない。

ウ解説：誤り。日本法では固定が一般的な著作物成立要件ではない。

エ解説：誤り。保護対象の関係が逆である。

総合解説：著作権法は表現を保護する。着想・発想・方法・概念を独占する制度ではない。

出題基準：2026-09-05

Q003 著作物性・著作物の種類 | 標準

- 単なる気温の測定値や歴史上の年月日など、客観的な事実そのものについて最も適切な説明はどれか。
- ア．事実は発見者が最初に公表すれば70年間独占できる。
 - イ．数値で表された情報は例外なく著作物である。
 - ウ．事実そのものは通常、思想又は感情の創作的な表現ではないため、それ自体は著作物とはならない。
 - エ．国や自治体が発表した事実だけが著作物となる。

答え・解説

正答：ウ．事実そのものは通常、思想又は感情の創作的な表現ではないため、それ自体は著作物とはならない。

ア解説：誤り。著作権は事実そのものを独占する権利ではない。

イ解説：誤り。数値という形式だけで創作性が生じるわけではない。

ウ解説：正しい。単なる事実やデータ自体には通常、著作物性はない。

エ解説：誤り。発表主体ではなく、創作的表現の有無が基本となる。

総合解説：事実自体は保護されなくても、その選択・配列・解説などに創作性があれば編集著作物等として保護される場合がある。

出題基準：2026-09-05

Q004 著作物性・著作物の種類 | 基礎

- 講演者Aが原稿を用意せず、即興で創作的な講演を行った。この講演について最も適切な説明はどれか。
- ア．録音されていない以上、著作物になる余地はない。
 - イ．講演は著作権法10条に例示されていないため保護されない。
 - ウ．即興であることを理由に創作性は法律上否定される。
 - エ．録音や文章化がされていなくても、創作的な言語表現であれば著作物となり得る。

答え・解説

正答：エ．録音や文章化がされていなくても、創作的な言語表現であれば著作物となり得る。

ア解説：誤り。固定は一般的な成立要件ではない。

イ解説：誤り。言語の著作物の例として講演が挙げられている。

ウ解説：誤り。即興かどうかと創作性の有無は別問題である。

エ解説：正しい。日本の著作権法では一般に固定は著作物成立の必須要件ではなく、即興の講演等も保護対象となり得る。

総合解説：「固定されていること」は日本法の一般的な著作物成立要件ではない。講演や即興演奏も著作物となり得る。

出題基準：2026-09-05

Q005 著作物性・著作物の種類 | 標準

著作権法10条に例示される著作物の種類に含まれるものとして最も適切なものはどれか。

ア．言語、音楽、舞踊・無言劇、美術、建築、地図・図形、映画、写真、プログラムの各著作物。

イ．特許発明、実用新案、登録商標だけ。

ウ．営業秘密、限定提供データ、商品等表示だけ。

エ．不動産所有権、債権、株式だけ。

答え・解説

正答：ア．言語、音楽、舞踊・無言劇、美術、建築、地図・図形、映画、写真、プログラムの各著作物。

ア解説：正しい。著作権法10条1項はこれらを例示する。

イ解説：誤り。これらは産業財産権法の保護対象であり、著作物の例示ではない。

ウ解説：誤り。主として不正競争防止法の領域である。

エ解説：誤り。著作物の種類ではない。

総合解説：10条の列举は例示であり、列举されていない表現でも2条1項1号の定義を満たせば著作物となり得る。

出題基準：2026-09-05

Q006 著作物性・著作物の種類 | 応用

外国小説を創作的に日本語へ翻訳した場合の著作権法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．翻訳物が著作物となれば、原作者の権利は自動的に消滅する。

イ．翻訳物は二次的著作物として保護され得るが、その保護は原著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。

ウ．翻訳は機械的行為なので、どのような場合も著作物にはならない。

エ．原作者の許諾を得ていない翻訳物には、翻訳者側の創作部分にも著作物性が絶対に認められない。

答え・解説

正答：イ．翻訳物は二次的著作物として保護され得るが、その保護は原著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。

ア解説：誤り。二次的著作物の保護は原著作物の権利を害さない。

イ解説：正しい。創作的な翻訳は二次的著作物となり、翻訳者の権利と原作者の権利が重層的に関係する。

ウ解説：誤り。創作的な翻訳は二次的著作物となり得る。

エ解説：誤り。適法性と二次的著作物としての創作性は区別して考える。

総合解説：二次的著作物は独立して保護されるが、その利用には原著作物の作者の権利も関係する点が重要。

出題基準：2026-09-05

Q007

著作物性・著作物の種類 | 基礎

既存の短歌を選び、独自の観点で配列してアンソロジーを作成した場合、編集著作物として保護されるために重要な要素はどれか。

- ア．素材の各短歌の著作権がすべて消滅していることだけ。
- イ．掲載作品数が100件以上あること。
- ウ．素材の選択又は配列に創作性があること。
- エ．出版社が法人であること。

答え・解説

正答：ウ．素材の選択又は配列に創作性があること。
ア解説：誤り。素材の権利状態とは別に、編集部分の創作性が必要である。
イ解説：誤り。掲載数に関する法定の数量要件はなく、選択又は配列の創作性が問題となる。
ウ解説：正しい。編集著作物は素材の選択又は配列によって創作性を有するものをいう。
エ解説：誤り。法人であることは編集著作物性の要件ではない。
総合解説：編集著作物は素材自体とは別に、選択・配列の創作性が保護対象となる。
出題基準：2026-09-05

Q008

著作物性・著作物の種類 | 標準

多数の判例情報を検索しやすいよう独自の体系で分類・構成したデータベースについて最も適切なものはどれか。

- ア．収録情報の一つ一つが著作物でなければ、データベース全体も絶対に著作物にならない。
- イ．件数が多ければ、分類方法が機械的でも必ず著作物になる。
- ウ．データベースは著作権法上の保護対象から明文で除外されている。
- エ．情報の選択又は体系的な構成に創作性があれば、データベースの著作物として保護され得る。

答え・解説

正答：エ．情報の選択又は体系的な構成に創作性があれば、データベースの著作物として保護され得る。
ア解説：誤り。素材自体が非著作物でも、選択・体系的構成に創作性があれば保護され得る。
イ解説：誤り。量だけで創作性が認められるわけではない。
ウ解説：誤り。著作権法12条の2がデータベースの著作物を規定する。
エ解説：正しい。データベースは情報の選択又は体系的構成に創作性がある場合に著作物となる。
総合解説：素材の保護とデータベース構造の保護は別問題。事実情報の集合でも構成に創作性があれば保護され得る。
出題基準：2026-09-05

Q009

著作物性・著作物の種類 | 標準

次のうち、著作権法13条により原則として著作権の目的とならないものはどれか。

ア．裁判所の判決そのもの。

イ．個人が創作した小説。

ウ．写真家が撮影した創作的な写真。

エ．作曲家が創作した楽曲。

答え・解説

正答：ア．裁判所の判決そのもの。

ア解説：正しい。憲法その他の法令、国等の告示等、裁判所の判決等は13条により著作権の目的とならない。

イ解説：誤り。創作的な言語表現であれば著作物となる。

ウ解説：誤り。写真の著作物として保護され得る。

エ解説：誤り。音楽の著作物として保護され得る。

総合解説：法令・告示・判決等は国民が自由に利用できる必要性から著作権の目的とならない。公式翻訳・編集物にも一定の扱いがある。

出題基準：2026-09-05

Q010

著作物性・著作物の種類 | 応用

プログラムの著作物に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア．アルゴリズムという発想自体が著作権により独占される。

イ．プログラムの具体的な表現は保護され得るが、プログラム言語、規約及び解法そのものには著作権法上の保護は及ばない。

ウ．プログラムは著作物に含まれない。

エ．プログラムの著作物は登録を受けなければ発生しない。

答え・解説

正答：イ．プログラムの具体的な表現は保護され得るが、プログラム言語、規約及び解法そのものには著作権法上の保護は及ばない。

ア解説：誤り。解法そのものには著作権法の保護は及ばない。

イ解説：正しい。著作権法10条3項はプログラム言語、規約、解法への保護不及を定める。

ウ解説：誤り。10条1項9号にプログラムの著作物が例示される。

エ解説：誤り。著作権は無方式で発生する。

総合解説：ソースコード等の表現と、言語・規約・アルゴリズム等のアイデア・ルールを区別する。

出題基準：2026-09-05

Q011

著作者・職務著作・共同著作 | 基礎

著作権法上の「著作者」として最も適切なものはどれか。

- ア．著作物を最初に購入した者。
- イ．著作物を保管している者。
- ウ．著作物を創作する者。
- エ．著作物を最初に販売した者。

答え・解説

正答：ウ．著作物を創作する者。

ア解説：誤り。購入者が著作者になるわけではない。

イ解説：誤り。保管者と創作者は別である。

ウ解説：正しい。2条1項2号の定義である。

エ解説：誤り。販売行為だけで著作者となるものではない。

総合解説：著作者は創作者である。著作権者、所有者、利用者、発行者などと区別する。

出題基準：2026-09-05

Q012

著作者・職務著作・共同著作 | 標準

公表された著作物に、通常の方法でAの実名が著作者名として表示されている場合の扱いとして正しいものはどれか。

- ア．Aが著作者であることが反証不能に確定する。
- イ．表示は著作者性と一切関係しない。
- ウ．Aは自動的に著作権をすべて他人へ譲渡したものとみなされる。
- エ．Aが著作者であると推定される。

答え・解説

正答：エ．Aが著作者であると推定される。

ア解説：誤り。法律上は推定であり、反証が可能である。

イ解説：誤り。14条の推定規定がある。

ウ解説：誤り。著作者名表示から譲渡は導かれない。

エ解説：正しい。著作権法14条は著作者名として周知の変名又は実名が通常の方法で表示された者を著作者と推定する。

総合解説：14条は立証負担を軽減する推定規定。著作者の実体は創作行為に基づいて決まる。

出題基準：2026-09-05

Q013

著作者・職務著作・共同著作 | 標準

法人等の職務著作について、プログラム以外の著作物で法人等が著作者となるための要件として最も適切なものはどれか。

ア．法人等の発意に基づき、業務に従事する者が職務上作成し、法人等の著作名義で公表し、契約・勤務規則等に別段の定めがないこと。

イ．従業員が休日に私的に作った作品でも、会社が給料を払っていれば当然に会社著作となる。

ウ．法人名義で公表されれば、外部委託者が自由に創作した作品も必ず法人著作となる。

エ．職務著作では契約・勤務規則による別段の定めは一切許されない。

答え・解説

正答：ア．法人等の発意に基づき、業務に従事する者が職務上作成し、法人等の著作名義で公表し、契約・勤務規則等に別段の定めがないこと。

ア解説：正しい。15条1項の一般的な職務著作の要件である。

イ解説：誤り。職務上作成等の要件が必要。

ウ解説：誤り。業務従事者による職務上作成等の要件が必要。

エ解説：誤り。別段の定めがあれば法人著作とならない場合がある。

総合解説：一般の職務著作は、発意・業務従事者・職務上作成・法人名義公表・別段の定めなしを確認する。

出題基準：2026-09-05

Q014

著作者・職務著作・共同著作 | 基礎

会社の発意に基づき、従業員が職務上プログラムを作成した。就業規則等に別段の定めはないが、そのプログラムは会社名義で公表されていない。この場合の著作者について最も適切なものはどれか。

ア．法人名義で公表されていないため、会社が著作者になることは絶対にない。

イ．プログラムの職務著作では法人等の著作名義での公表は要件ではないため、他の要件を満たせば会社が著作者となり得る。

ウ．プログラムには職務著作制度が適用されない。

エ．プログラムは著作物ではないため著作者は存在しない。

答え・解説

正答：イ．プログラムの職務著作では法人等の著作名義での公表は要件ではないため、他の要件を満たせば会社が著作者となり得る。

ア解説：誤り。プログラムには公表名義要件がない。

イ解説：正しい。15条2項はプログラムの職務著作について法人名義公表要件を置いていない。

ウ解説：誤り。15条2項が明文で規定する。

エ解説：誤り。プログラムは著作物の一類型である。

総合解説：一般著作物の職務著作とプログラム職務著作では、公表名義要件の有無が重要な違い。

出題基準：2026-09-05

Q015 著作者・職務著作・共同著作 | 標準

企業AがフリーランスのイラストレーターBに広告イラスト制作を委託した。契約に著作権譲渡の定めはなく、Bが創作した。この場合の著作者について最も適切なものはどれか。

ア．報酬を支払ったAが当然に著作者となる。

イ．広告にA社名が載れば、Bが外部委託者でも必ずAが著作者となる。

ウ．原則として、実際に創作したBが著作者となる。

エ．著作者は存在せず、著作権だけがAに発生する。

答え・解説

正答：ウ．原則として、実際に創作したBが著作者となる。

ア解説：誤り。対価支払と著作者性は別。

イ解説：誤り。職務著作の要件を当然には満たさない。

ウ解説：正しい。外部委託したというだけで発注企業が職務著作の著作者になるわけではない。

エ解説：誤り。創作した者が著作者となるのが原則。

総合解説：委託制作では「著作者」と「著作権者」を分けて考える。著作権は契約により譲渡できるが、著作者人格権は譲渡できない。

出題基準：2026-09-05

Q016 著作者・職務著作・共同著作 | 応用

共同著作物に該当するものとして最も適切なものはどれか。

ア．各章の執筆者が明確で、各章を独立して利用できる共著本。

イ．一人が書いた小説を他人が印刷したもの。

ウ．一人が作曲し、別人がCDを販売したもの。

エ．2人以上が共同して創作し、各人の寄与分を分離して個別に利用することができない著作物。

答え・解説

正答：エ．2人以上が共同して創作し、各人の寄与分を分離して個別に利用することができない著作物。

ア解説：誤り。寄与分を分離して利用できる場合は通常、共同著作物の定義に当たらない。

イ解説：誤り。印刷者は共同創作者ではない。

ウ解説：誤り。販売者は共同著作者ではない。

エ解説：正しい。2条1項12号の共同著作物の定義である。

総合解説：共同著作物では共同創作性と寄与分の分離利用不能性が重要である。

出題基準：2026-09-05

Q017

著作者・職務著作・共同著作 | 基礎

共同著作物の著作者人格権の行使について正しいものはどれか。

ア．著作者全員の合意によらなければ行使できないのが原則であり、各著作者は正当な理由なく合意成立を妨げることができない。

イ．各著作者が単独で自由に全体的人格権を行使できる。

ウ．人格権は共同著作物では発生しない。

エ．多数決で決めれば常に足りる。

答え・解説

正答：ア．著作者全員の合意によらなければ行使できないのが原則であり、各著作者は正当な理由なく合意成立を妨げることができない。

ア解説：正しい。64条が共同著作物の著作者人格権の行使を規定する。

イ解説：誤り。原則として全員の合意が必要。

ウ解説：誤り。各共同著作者に人格権がある。

エ解説：誤り。条文上の原則は全員の合意。

総合解説：共同著作物は全員一致が原則だが、正当な理由のない合意妨害は許されない。

出題基準：2026-09-05

Q018

著作者・職務著作・共同著作 | 標準

共同著作物の著作権の原則的な保護期間について最も適切なものはどれか。

ア．最初に死亡した著作者の死後70年まで。

イ．最後に死亡した著作者の死後70年まで。

ウ．各著作者の寄与部分ごとに必ず別々に計算する。

エ．共同著作物は創作後10年で消滅する。

答え・解説

正答：イ．最後に死亡した著作者の死後70年まで。

ア解説：誤り。基準は最後に死亡した著作者。

イ解説：正しい。共同著作物は最後に死亡した著作者の死亡時を基準に保護期間を計算する。

ウ解説：誤り。共同著作物全体について最後に死亡した著作者が基準。

エ解説：誤り。そのような一般規定はない。

総合解説：共同著作物の定義と保護期間はセットで覚える。

出題基準：2026-09-05

Q019 著作者・職務著作・共同著作 | 標準

映画の著作物の著作者として著作権法16条上、中心的に考えられる者はどれか。

ア．映画館で最初に鑑賞した者。

イ．映画の原作小説を書いた者は、当然に映画そのものの著作者でもある。

ウ．制作、監督、演出、撮影、美術等を担当し、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者。

エ．映画のチケットを販売した者。

答え・解説

正答：ウ．制作、監督、演出、撮影、美術等を担当し、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者。

ア解説：誤り。創作への寄与がない。

イ解説：誤り。原作の著作者は原著作物の著作者であり、映画全体の著作者とは当然にはならない。

ウ解説：正しい。映画の全体的形成に創作的に寄与した者が映画著作者となる。

エ解説：誤り。創作への寄与がない。

総合解説：映画に取り込まれた原作・脚本・音楽の著作者と、映画全体の著作者を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q020 著作者・職務著作・共同著作 | 応用

映画製作者が映画の著作物の製作に発意と責任を有し、監督等の著作者がその製作に参加することを約束している場合、映画の著作権の帰属として最も適切なものはどれか。

ア．映画の著作権は必ず観客全員の共有となる。

イ．映画の著作権は必ず原作者だけに帰属する。

ウ．映画では著作者人格権も必ず映画製作者へ譲渡される。

エ．映画の著作権は原則として映画製作者に帰属する。

答え・解説

正答：エ．映画の著作権は原則として映画製作者に帰属する。

ア解説：誤り。観客に著作権は帰属しない。

イ解説：誤り。映画全体の著作権帰属は29条による。

ウ解説：誤り。著作者人格権は一身専属で譲渡できない。

エ解説：正しい。29条は映画の流通の特殊性から、一定の場合に著作権を映画製作者に帰属させる。

総合解説：映画では著作者と著作権者が一致しない場合がある。映画製作者への財産権帰属と、監督等の人格権を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q021 著作者人格権 | 基礎

著作権法上の著作者人格権の組合せとして正しいものはどれか。

ア．公表権、氏名表示権、同一性保持権

イ．複製権、上映権、貸与権

ウ．特許権、意匠権、商標権

エ．差止請求権、損害賠償請求権、登録請求権

答え・解説

正答：ア．公表権、氏名表示権、同一性保持権

ア解説：正しい。18条から20条に定められる3つの人格権である。

イ解説：誤り。これらは著作権（財産権）の支分権。

ウ解説：誤り。産業財産権である。

エ解説：誤り。人格権そのものの種類ではない。

総合解説：著作者人格権は著作者の精神的利益を保護する権利で、公表・氏名表示・同一性保持の3権が中心。

出題基準：2026-09-05

Q022 著作者人格権 | 標準

著作者人格権について正しいものはどれか。

ア．著作権と同様、自由に譲渡できる。

イ．著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

ウ．会社に就職した時点で必ず会社へ移転する。

エ．相続により当然に相続人へ移転する。

答え・解説

正答：イ．著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

ア解説：誤り。財産権と異なり譲渡できない。

イ解説：正しい。59条により著作者人格権は一身専属である。

ウ解説：誤り。職務著作等で法人自身が著作者となる場合は別だが、既に個人に帰属する人格権を移転するわけではない。

エ解説：誤り。人格権は一身専属で相続の対象ではない。

総合解説：著作権（財産権）は譲渡・相続できるが、著作者人格権は譲渡・相続されない。

出題基準：2026-09-05

Q023 著作者人格権 | 標準

著作者が死亡した後の著作者人格権に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア．死亡した瞬間から、どのような改変や氏名冒用も自由になる。

イ．人格権は相続人へ財産権としてそのまま承継される。

ウ．人格権自体は相続されないが、著作者が生存していたなら人格権侵害となる行為は、原則として死後も禁止される。

エ．著作者死亡後は著作物自体も自動的に著作権保護から外れる。

答え・解説

正答：ウ．人格権自体は相続されないが、著作者が生存していたなら人格権侵害となる行為は、原則として死後も禁止される。

ア解説：誤り。死後も一定の人格的利益が保護される。

イ解説：誤り。人格権自体は一身専属。

ウ解説：正しい。60条は著作者死後の人格的利益保護を定める。

エ解説：誤り。財産権の保護期間は原則死後70年まで続く。

総合解説：人格権そのものの相続と、死後の人格的利益保護を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q024 著作者人格権 | 基礎

未公表の小説を著作者の意思に反して第三者が初めて公衆へ公開した場合、中心的に問題となる著作者人格権はどれか。

ア．氏名表示権だけ

イ．複製権だけ

ウ．貸与権だけ

エ．公表権

答え・解説

正答：エ．公表権

ア解説：誤り。氏名の表示方法の問題とは別に、公表そのものの決定権が問題。

イ解説：誤り。複製権は財産権であり、公表の可否という人格的利益は公表権。

ウ解説：誤り。貸与権は複製物の貸与に関する財産権。

エ解説：正しい。公表権は未公表著作物を公表するか否かを決定する権利である。

総合解説：公表権は未公表著作物について公衆提供・提示をコントロールする人格権である。

出題基準：2026-09-05

Q025 著作者人格権 | 標準

著作者Aが未公表小説の著作権をBへ譲渡した。この場合の公表権に関する原則的な扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．Aはその小説をBが著作権の行使により公表することに同意したものと推定される。

イ．著作権譲渡によりAの公表権自体がBへ移転する。

ウ．著作権を譲渡した以上、公表権は法律上消滅する。

エ．Bはどのような場合も公表できず、A死亡後も永久に公表不能である。

答え・解説

正答：ア．Aはその小説をBが著作権の行使により公表することに同意したものと推定される。

ア解説：正しい。18条2項は未公表著作物の著作権譲渡等の場合に公表同意の推定を置く。

イ解説：誤り。人格権は譲渡できない。

ウ解説：誤り。公表権自体は著作者に残る。

エ解説：誤り。同意推定等の調整規定がある。

総合解説：財産権譲渡と人格権移転は別。公表権はAに残るが、一定の場合に公表同意が推定される。

出題基準：2026-09-05

Q026 著作者人格権 | 応用

氏名表示権の内容として最も適切なものはどれか。

ア．著作物の販売価格を決定する権利。

イ．著作物の公表時に、著作者名を表示するか否か、表示する場合に実名・変名のいずれにするかを決定する権利。

ウ．著作物を翻訳する権利。

エ．著作物の複製部数を決定する権利。

答え・解説

正答：イ．著作物の公表時に、著作者名を表示するか否か、表示する場合に実名・変名のいずれにするかを決定する権利。

ア解説：誤り。氏名表示権とは無関係。

イ解説：正しい。19条1項の内容である。

ウ解説：誤り。翻訳権・翻案権等は著作者人格権ではなく、著作権（財産権）の支分権である。

エ解説：誤り。複製部数の決定は人格権ではなく、複製権等の財産権の問題である。

総合解説：氏名表示権は著作者と作品の結び付きを人格的に保護する。

出題基準：2026-09-05

Q027 著作者人格権 | 基礎

ホテルのロビーでBGMとして楽曲を流す際、作曲者名を毎回アナウンスしないことについて最も適切な説明はどれか。

ア．氏名表示権は音楽には適用されないため常に省略できる。

イ．利用者が有料施設であれば必ず氏名表示を省略できる。

ウ．著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがなく、公正な慣行に反しない場合には、氏名表示を省略できることがある。

エ．氏名表示を省略すると著作権全体が自動的に消滅する。

答え・解説

正答：ウ．著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがなく、公正な慣行に反しない場合には、氏名表示を省略できることがある。

ア解説：誤り。音楽にも氏名表示権は存在する。

イ解説：誤り。営利性だけで当然に省略できるわけではない。

ウ解説：正しい。19条3項は一定の場合の氏名表示省略を認める。

エ解説：誤り。権利消滅とは無関係。

総合解説：氏名表示権には利用目的・態様と公正な慣行を踏まえた省略例外がある。

出題基準：2026-09-05

Q028 著作者人格権 | 標準

著作者の意に反して小説の文章を勝手に書き換える行為で中心的に問題となる著作者人格権はどれか。

ア．公表権

イ．譲渡権

ウ．展示権

エ．同一性保持権

答え・解説

正答：エ．同一性保持権

ア解説：誤り。公表の可否ではなく改変が問題。

イ解説：誤り。複製物の譲渡に関する財産権。

ウ解説：誤り。美術・未公表写真の原作品展示に関する財産権。

エ解説：正しい。20条1項は著作者の意に反する著作物・題号の変更、切除その他の改変から保護する。

総合解説：同一性保持権は著作物・題号の同一性を人格的利益として保護する。

出題基準：2026-09-05

Q029 著作者人格権 | 標準

- 同一性保持権について最も適切な説明はどれか。
- ア．著作者の意に反する改変が原則禁止される一方、学校教育目的の用字・用語変更、建築物の増改築等、プログラムを利用に必要な範囲で変更する場合など法定例外がある。
 - イ．同一性保持権には例外が一切存在しない。
 - ウ．建築物は著作物であっても一切の増改築が禁止される。
 - エ．プログラムは一文字も変更できない。

答え・解説

正答：ア．著作者の意に反する改変が原則禁止される一方、学校教育目的の用字・用語変更、建築物の増改築等、プログラムを利用に必要な範囲で変更する場合など法定例外がある。

ア解説：正しい。20条2項は一定のやむを得ない改変等を例外としている。

イ解説：誤り。20条2項に例外がある。

ウ解説：誤り。建築物の増築・改築・修繕・模様替え等には例外がある。

エ解説：誤り。特定のコンピュータで利用できるようにするため等、必要な変更には例外がある。

総合解説：同一性保持権は強い権利だが絶対ではなく、著作物の性質や利用目的から必要な改変に例外が設けられる。

出題基準：2026-09-05

Q030 著作者人格権 | 応用

- 著作者Aの死亡後、Aの名誉を著しく害する形で作品が改変・公表された。救済について最も適切なものはどれか。
- ア．Aが死亡しているため、法律上いかなる者も何も請求できない。
 - イ．一定の遺族は、著作者が生存していれば人格権侵害となる行為について、差止め等の請求をすることができる場合がある。
 - ウ．人格権は相続財産なので、相続人全員が自由に譲渡できる。
 - エ．死亡後の改変は常に適法で、作品の内容に関係なく制限されない。

答え・解説

正答：イ．一定の遺族は、著作者が生存していれば人格権侵害となる行為について、差止め等の請求をすることができる場合がある。

ア解説：誤り。死後保護と遺族の救済規定がある。

イ解説：正しい。60条と116条により、死後の人格的利益について一定の遺族に救済手段が認められる。

ウ解説：誤り。人格権自体は相続されない。

エ解説：誤り。死後も一定の行為は禁止される。

総合解説：人格権は一身専属で相続されないが、著作者死後の人格的利益を守るための禁止規定・救済規定が存在する。

出題基準：2026-09-05

Q031 支分権 | 基礎

著作権法21条の複製権について最も適切な説明はどれか。

- ア．複製権は著作者人格権の一つであり譲渡できない。
- イ．複製権は映画の著作物にだけ存在する。
- ウ．著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
- エ．複製権は紙への印刷だけを対象とし、録音・録画は含まない。

答え・解説

正答：ウ．著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
ア解説：誤り。複製権は著作権（財産権）の支分権である。
イ解説：誤り。著作物一般に関係する基本的支分権である。
ウ解説：正しい。複製とは印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう。
エ解説：誤り。録音・録画等も複製に含まれる。
総合解説：複製権は最も基本的な支分権の一つ。デジタルコピー、録音、録画等も複製になり得る。
出題基準：2026-09-05

Q032 支分権 | 標準

公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として、脚本を舞台上演したり楽曲を演奏したりする行為に係る支分権はどれか。

- ア．展示権
- イ．頒布権
- ウ．翻訳権
- エ．上演権・演奏権

答え・解説

正答：エ．上演権・演奏権
ア解説：誤り。展示権は美術の著作物の原作品等を公に展示する権利。
イ解説：誤り。映画の著作物の複製物の頒布に関する権利。
ウ解説：誤り。言語変換等に関する権利。
エ解説：正しい。22条は公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として著作物を上演し、又は演奏する権利を定める。
総合解説：上演・演奏には生の実演だけでなく、一定の場合には録音物等による公衆への伝達も含めて考える。
出題基準：2026-09-05

Q033 支分権 | 標準

映画や写真等をスクリーンやディスプレイに映して公衆に見せる行為に関する支分権として最も適切なものはどれか。

- ア．上映権
- イ．貸与権
- ウ．口述権
- エ．出版権

答え・解説

正答：ア．上映権
ア解説：正しい。22条の2は著作物を公に上映する権利を定める。
イ解説：誤り。複製物の貸与に関する権利。
ウ解説：誤り。言語の著作物を口頭で公に伝える権利。
エ解説：誤り。著作権者が設定する独占的な出版利用権であり、支分権そのものとは異なる。
総合解説：上映権は映画だけに限らず、著作物を映写装置等で公に映し出す行為に関する。
出題基準：2026-09-05

Q034 支分権 | 基礎

著作者Aの写真を無断でウェブサーバーにアップロードし、公衆がアクセスすれば閲覧できる状態にした。中心的に問題となる支分権はどれか。

- ア．展示権だけ
- イ．公衆送信権のうち送信可能化に関する権利
- ウ．貸与権だけ
- エ．氏名表示権だけ

答え・解説

正答：イ．公衆送信権のうち送信可能化に関する権利
ア解説：誤り。ネット上への送信可能化は展示権の中心的問題ではない。
イ解説：正しい。23条は公衆送信を専有し、自動公衆送信の場合には送信可能化を含む。
ウ解説：誤り。貸与ではなくネット送信の問題。
エ解説：誤り。人格権が別途問題となる場合はあるが、アップロード行為の財産権侵害としては公衆送信権が中心。
総合解説：インターネット掲載では、実際の送信だけでなく、公衆からの求めに応じ送信できる状態に置く「送信可能化」も重要。
出題基準：2026-09-05

Q035 支分権 | 標準

テレビ放送を大型スクリーンに映して多数の客に見せるなど、受信装置を用いて公衆に伝達する行為に関係する著作権者の権利はどれか。

- ア．複製権だけ
- イ．翻案権だけ
- ウ．公の伝達権
- エ．実演家人格権だけ

答え・解説

正答：ウ．公の伝達権

ア解説：誤り。受信した内容を公に伝えることは複製とは別の利用形態。

イ解説：誤り。内容を改変する行為ではない。

ウ解説：正しい。23条2項は公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を定める。

エ解説：誤り。著作権者の財産権として公の伝達権が問題となる。

総合解説：公衆送信する側の権利と、受信した著作物を公衆に伝える側の権利を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q036 支分権 | 応用

著作権法上の口述権と展示権の説明として正しいものはどれか。

- ア．口述権は写真だけ、展示権は音楽だけに認められる。
- イ．展示権はあらゆる複製物の販売を独占する権利である。
- ウ．口述権は録音物の貸与を独占する権利である。
- エ．口述権は言語の著作物を公に口述する権利であり、展示権は美術の著作物又は未発行の写真の著作物の原作品を公に展示する権利である。

答え・解説

正答：エ．口述権は言語の著作物を公に口述する権利であり、展示権は美術の著作物又は未発行の写真の著作物の原作品を公に展示する権利である。

ア解説：誤り。対象が逆であり不適切。

イ解説：誤り。販売は譲渡権等の問題。

ウ解説：誤り。口頭による公の伝達に関する権利。

エ解説：正しい。24条と25条の内容である。

総合解説：支分権は著作物の種類・利用態様ごとに適用関係が異なるため、対象をセットで覚える。

出題基準：2026-09-05

Q037 支分権 | 基礎

映画の著作物について特に認められる支分権として最も適切なものはどれか。

- ア．頒布権
- イ．貸与権だけ
- ウ．実名登録権
- エ．公表権だけ

答え・解説

正答：ア．頒布権
ア解説：正しい。26条は映画の著作物をその複製物により頒布する権利を定める。
イ解説：誤り。映画の著作物には一般の貸与権とは別に頒布権が重要。
ウ解説：誤り。実名登録権は著作権の支分権ではなく、登録制度に関する手続上の制度である。
エ解説：誤り。公表権は人格権であり、映画特有の財産権ではない。
総合解説：映画の著作物では26条の頒布権が重要。一般著作物の譲渡権・貸与権との区別が頻出。
出題基準：2026-09-05

Q038 支分権 | 標準

著作権者の許諾を得て国内で適法に販売された書籍の中古販売について、譲渡権との関係で最も適切なものはどれか。

- ア．中古販売のたびに必ず著作権者の許諾が必要である。
- イ．適法な最初の譲渡により、その特定の複製物について譲渡権は原則として消尽し、中古販売は通常その譲渡権の侵害にならない。
- ウ．譲渡権は映画の著作物だけに認められる。
- エ．書籍の所有権を取得すると、著作権自体も購入者へ移転する。

答え・解説

正答：イ．適法な最初の譲渡により、その特定の複製物について譲渡権は原則として消尽し、中古販売は通常その譲渡権の侵害にならない。
ア解説：誤り。適法な譲渡後の複製物について譲渡権は原則消尽する。
イ解説：正しい。26条の2第2項は一定の適法な譲渡後の複製物について譲渡権が及ばないことを定める。
ウ解説：誤り。映画以外の著作物にも譲渡権がある。
エ解説：誤り。有体物の所有権と著作権は別。
総合解説：複製物の所有権移転と著作権は別であり、譲渡権には消尽の考え方がある。
出題基準：2026-09-05

Q039 支分権 | 標準

著作物の複製物を公衆に有償又は無償で貸し出す行為に関する著作者の支分権として最も適切なものはどれか。

- ア．公表権
- イ．展示権
- ウ．貸与権
- エ．同一性保持権

答え・解説

正答：ウ．貸与権

ア解説：誤り。公表の決定に関する人格権。

イ解説：誤り。原作品の公の展示に関する権利。

ウ解説：正しい。26条の3は映画の著作物を除く著作物について、その複製物の貸与により公衆に提供する権利を定める。

エ解説：誤り。改変に関する人格権。

総合解説：貸与権は映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する利用に関係する。

出題基準：2026-09-05

Q040 支分権 | 応用

原作小説を映画化し、その映画を配信する場合の原作者の権利について最も適切なものはどれか。

- ア．映画化の時点だけ許諾を得れば、完成映画の利用には原作者の権利は一切関係しない。
- イ．翻案権は著作者人格権なので譲渡できない。
- ウ．二次的著作物の著作者だけが全ての利用権を持ち、原作者は無関係である。
- エ．原作の映画化には27条の翻案権が関係し、完成した二次的著作物である映画の利用についても28条により原作者が同種の権利を有する。

答え・解説

正答：エ．原作の映画化には27条の翻案権が関係し、完成した二次的著作物である映画の利用についても28条により原作者が同種の権利を有する。

ア解説：誤り。28条により二次的著作物の利用にも原作者の権利が及ぶ。

イ解説：誤り。翻案権は著作権（財産権）の支分権。

ウ解説：誤り。原作者も28条の権利を有する。

エ解説：正しい。27条・28条により二次的著作物の創作段階と利用段階の双方で原作者の権利が関係する。

総合解説：二次的著作物では「作る段階の27条」と「利用する段階の28条」を区別して理解する。

出題基準：2026-09-05

Q041 権利制限規定 | 基礎

著作権法30条の私的使用のための複製として典型的に許容されるものはどれか。

ア．家庭内など限られた範囲で仕事以外に使用するため、使用する本人が適法なテレビ番組を録画する行為。

イ．会社の営業資料として社員全員に配るため書籍を大量コピーする行為。

ウ．海賊版と知りながら有償漫画を反復継続してダウンロードする行為。

エ．映画館で上映中の映画を盗撮する行為。

答え・解説

正答：ア．家庭内など限られた範囲で仕事以外に使用するため、使用する本人が適法なテレビ番組を録画する行為。

ア解説：正しい。私的使用目的で、使用者本人が複製することが基本要件。

イ解説：誤り。業務利用であり私的使用の範囲外。

ウ解説：誤り。私的使用目的でも権利制限の対象外となり得る。

エ解説：誤り。映画盗撮は私的使用の例外から除外される。

総合解説：30条は私的複製を広く認める規定ではなく、目的・主体・手段・違法配信認識等の要件確認が必要。

出題基準：2026-09-05

Q042 権利制限規定 | 標準

インターネット上の著作物を私的にダウンロードする場合について最も適切なものはどれか。

ア．私的目的なら違法配信と知っていてもすべて適法である。

イ．著作権侵害の配信であることを知りながら一定の著作物をダウンロードする行為は、私的使用目的でも30条の適用対象外となり得る。

ウ．違法ダウンロード規制は音楽にしか適用されない。

エ．ウェブ閲覧中の全てのキャッシュ生成が刑事罰対象となる。

答え・解説

正答：イ．著作権侵害の配信であることを知りながら一定の著作物をダウンロードする行為は、私的使用目的でも30条の適用対象外となり得る。

ア解説：誤り。一定の違法ダウンロードは私的複製の例外から除外される。

イ解説：正しい。2021年以降、音楽・映像以外にも含む著作物全般へ違法ダウンロード規制が拡大された。

ウ解説：誤り。現在は漫画・書籍・論文・プログラム等にも対象が拡大。

エ解説：誤り。規制対象は限定され、軽微利用等の除外もある。

総合解説：私的使用だから常に適法とは限らない。違法配信であることの認識や利用態様を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q043 権利制限規定 | 標準

街頭で家族写真を撮影したところ、背景にポスターが小さく写り込んだ。この利用に関係する権利制限規定として最も適切なものはどれか。

- ア．引用の32条だけ
- イ．非営利上演の38条
- ウ．付随対象著作物の利用に関する30条の2
- エ．出版権の79条

答え・解説

正答：ウ．付随対象著作物の利用に関する30条の2
ア解説：誤り。写り込みの典型は30条の2。
イ解説：誤り。上演・演奏の問題ではない。
ウ解説：正しい。写真撮影等に伴い、対象から分離することが困難な著作物が付随して利用される場合の規定。
エ解説：誤り。権利制限規定ではない。
総合解説：いわゆる「写り込み」は30条の2で扱われる。主たる撮影対象と付随著作物の関係を確認する。
出題基準：2026-09-05

Q044 権利制限規定 | 基礎

大量の文章データを、文章の内容を読んで楽しむ目的ではなく、語彙頻度を統計解析するためにコンピュータへ取り込む場合に関係し得る規定はどれか。

- ア．氏名表示権の19条だけ
- イ．不使用取消審判
- ウ．頒布権の26条だけ
- エ．著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用に関する30条の4

答え・解説

正答：エ．著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用に関する30条の4
ア解説：誤り。財産権制限として30条の4が中心。
イ解説：誤り。不使用取消審判は商標法上の制度であり、著作権法30条の4とは無関係である。
ウ解説：誤り。非享受目的利用の権利制限を直接定めるものではない。
エ解説：正しい。情報解析等、著作物の表現を享受する目的でない利用について一定の範囲で利用を認める。
総合解説：30条の4は技術開発・情報解析などで重要だが、著作権者の利益を不当に害する場合は適用されない。
出題基準：2026-09-05

Q045 権利制限規定 | 標準

他人の論文を著作者の許諾なく引用する場合に必要な条件として最も適切なものはどれか。

ア．公表済み著作物で、公正な慣行に合致し、報道・批評・研究等の引用目的上正当な範囲内であり、必要に応じ出所を明示すること。

イ．出所さえ書けば、全文を自分の本文より大きく転載しても必ず適法である。

ウ．未公表著作物でも引用なら必ず利用できる。

エ．引用部分を自分の文章と区別しない方が望ましい。

答え・解説

正答：ア．公表済み著作物で、公正な慣行に合致し、報道・批評・研究等の引用目的上正当な範囲内であり、必要に応じ出所を明示すること。

ア解説：正しい。32条と48条に基づく基本要件。

イ解説：誤り。出所明示だけでは足りず、公正な慣行・正当な範囲等が必要。

ウ解説：誤り。32条1項は公表された著作物を対象とする。

エ解説：誤り。引用部分の明確性は公正な慣行を判断する重要要素。

総合解説：引用は「出所を書けばよい」制度ではない。引用の必要性、明確区別、主従関係、必要最小限等を総合的に確認する。

出題基準：2026-09-05

Q046 権利制限規定 | 応用

学校の授業で著作物を利用する場合の35条について最も適切な説明はどれか。

ア．学校なら教科書を丸ごと無制限に複製して販売できる。

イ．授業の過程で必要と認められる限度で一定の複製・公衆送信等が認められるが、著作権者の利益を不当に害する場合は適用されず、公衆送信では補償金制度が関係する。

ウ．授業目的であれば人格権も当然に消滅する。

エ．35条は学校教育と無関係で、図書館だけに適用される。

答え・解説

正答：イ．授業の過程で必要と認められる限度で一定の複製・公衆送信等が認められるが、著作権者の利益を不当に害する場合は適用されず、公衆送信では補償金制度が関係する。

ア解説：誤り。必要限度と不当害禁止がある。

イ解説：正しい。35条は教育目的の利用円滑化と権利者への配慮を両立させる。

ウ解説：誤り。権利制限は財産権を中心とし、人格権が当然に制限されるわけではない。

エ解説：誤り。学校等の教育機関に関する規定。

総合解説：教育目的でも無制限ではない。利用主体・授業過程・必要限度・権利者利益・補償金を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q047 権利制限規定 | 基礎

- 著作権法38条1項により、著作権者の許諾なく公に上演・演奏等を行える典型例として最も適切なものはどれか。
- ア．入場料を高額に設定した営利コンサート。
 - イ．出演者に通常の出演料を支払い、観客は無料の企業宣伝イベント。
 - ウ．営利を目的とせず、聴衆・観衆から料金を受けず、実演家等に報酬が支払われない無料の地域音楽会。
 - エ．CDを複製して販売する行為。

答え・解説

正答：ウ．営利を目的とせず、聴衆・観衆から料金を受けず、実演家等に報酬が支払われない無料の地域音楽会。

ア解説：誤り。無料・非営利等の要件を満たさない。

イ解説：誤り。報酬要件や営利目的が問題となる。

ウ解説：正しい。38条1項の基本要件に合致する。

エ解説：誤り。38条1項の上演・演奏等の場面ではない。

総合解説：非営利・無料・無報酬という要件をまとめて確認する。

出題基準：2026-09-05

Q048 権利制限規定 | 標準

- 図書館等における著作物利用について最も適切な説明はどれか。
- ア．図書館なら新刊書籍を丸ごと何部でも複製し販売できる。
 - イ．31条は映画館にだけ適用される。
 - ウ．図書館の利用はすべて著作権者の許諾が不要である。
 - エ．一定の図書館等では、利用者の調査研究のため、公表された著作物の一部分を原則一人につき一部提供するなど、31条の要件の下で複製等が認められる。

答え・解説

正答：エ．一定の図書館等では、利用者の調査研究のため、公表された著作物の一部分を原則一人につき一部提供するなど、31条の要件の下で複製等が認められる。

ア解説：誤り。調査研究・一部分・一人一部等の要件がある。

イ解説：誤り。図書館等に関する権利制限。

ウ解説：誤り。31条の法定要件を満たす利用に限られる。

エ解説：正しい。31条は図書館等の公共的機能を踏まえて一定の利用を認める。

総合解説：図書館等の複製・送信には対象施設、利用目的、範囲、補償金等の詳細な要件がある。

出題基準：2026-09-05

Q049 権利制限規定 | 標準

視覚障害者等の情報アクセスのための著作物利用について最も適切なものはどれか。

ア．著作権法37条等により、点字化や一定の音声化・公衆送信等について、対象者・主体・目的等の要件の下で権利制限が設けられている。

イ．障害者向け利用について著作権法上の特則は一切ない。

ウ．障害者向けであれば、どの著作物でも営利目的で無制限に販売できる。

エ．点字化には必ず著作者の事前許諾が必要で例外はない。

答え・解説

正答：ア．著作権法37条等により、点字化や一定の音声化・公衆送信等について、対象者・主体・目的等の要件の下で権利制限が設けられている。

ア解説：正しい。障害者の情報アクセス確保のための権利制限規定がある。

イ解説：誤り。37条・37条の2等に特則がある。

ウ解説：誤り。法定の主体・目的・範囲等の要件がある。

エ解説：誤り。一定の点字利用は権利制限の対象。

総合解説：障害者の情報アクセス保障と著作権保護の調整を図る規定である。

出題基準：2026-09-05

Q050 権利制限規定 | 応用

ある利用が著作権法上の権利制限規定に該当する場合の著作者人格権との関係として最も適切なものはどれか。

ア．権利制限規定が適用されれば人格権も必ず消滅する。

イ．財産権について許諾不要となっても、著作者人格権まで当然に制限されるわけではないため、改変や氏名表示について別途検討が必要である。

ウ．人格権がある著作物には権利制限規定は一切適用されない。

エ．出所を明示すれば、人格権侵害も財産権侵害もすべて適法になる。

答え・解説

正答：イ．財産権について許諾不要となっても、著作者人格権まで当然に制限されるわけではないため、改変や氏名表示について別途検討が必要である。

ア解説：誤り。人格権は別に検討する。

イ解説：正しい。文化庁テキストも財産権制限と人格権制限は同一ではないと説明する。

ウ解説：誤り。財産権の利用について権利制限は適用され得る。

エ解説：誤り。出所明示だけで全ての要件を満たすわけではない。

総合解説：権利制限規定の適用後も、氏名表示権・同一性保持権など人格権の検討を忘れない。

出題基準：2026-09-05

Q051

保護期間・消滅・登録 | 基礎

個人が実名で公表した一般の著作物の著作権の原則的な保護期間として正しいものはどれか。

- ア．著作者の死後20年まで。
- イ．創作後10年まで。
- ウ．著作者の死後70年まで。
- エ．登録後70年まで。

答え・解説

正答：ウ．著作者の死後70年まで。
ア解説：誤り。現在の原則は70年。
イ解説：誤り。一般原則ではない。
ウ解説：正しい。51条2項の原則。
エ解説：誤り。著作権取得に登録は不要で、原則は著作者の死を基準とする。
総合解説：日本の著作権は原則として著作者の死後70年まで保護される。
出題基準：2026-09-05

Q052

保護期間・消滅・登録 | 標準

共同著作物の著作権の保護期間の起算基準として正しいものはどれか。

- ア．最初に死亡した著作者の死亡時。
- イ．最初に作品を公表した日だけ。
- ウ．最初に著作権登録した日。
- エ．共同著作者のうち最後に死亡した者の死亡時。

答え・解説

正答：エ．共同著作者のうち最後に死亡した者の死亡時。
ア解説：誤り。最後に死亡した者が基準。
イ解説：誤り。一般の共同著作物は死亡時基準。
ウ解説：誤り。登録は権利発生要件ではない。
エ解説：正しい。51条2項は共同著作物について最後に死亡した著作者を基準とする。
総合解説：共同著作物では最後の著作者死亡年の翌年から70年を計算する。
出題基準：2026-09-05

Q053

保護期間・消滅・登録 | 標準

無名又は変名で公表された著作物の保護期間の原則として正しいものはどれか。

ア．公表後70年まで。

イ．公表後10年まで。

ウ．著作者の身元が不明なら永久保護される。

エ．創作した瞬間に著作権が消滅する。

答え・解説

正答：ア．公表後70年まで。

ア解説：正しい。52条は無名・変名著作物について原則公表後70年とする。

イ解説：誤り。無名・変名著作物の原則的保護期間は公表後70年であり、10年ではない。

ウ解説：誤り。永久保護ではない。

エ解説：誤り。無名・変名でも保護される。

総合解説：実名登録や実名が周知となった場合などには、死後70年基準へ移る場合がある。

出題基準：2026-09-05

Q054

保護期間・消滅・登録 | 基礎

法人その他の団体が著作者となる著作物が創作後まもなく公表された場合の原則的保護期間として正しいものはどれか。

ア．法人解散後70年まで。

イ．公表後70年まで。

ウ．担当従業員全員の死後70年まで。

エ．登録後10年まで。

答え・解説

正答：イ．公表後70年まで。

ア解説：誤り。法人の解散時ではなく公表等が基準。

イ解説：正しい。53条は法人等の著作物を原則公表後70年とする。

ウ解説：誤り。法人著作では法人が著作者。

エ解説：誤り。著作権登録を起算点としない。

総合解説：創作後70年以内に公表されなかった法人著作物は、創作後70年が基準となる。

出題基準：2026-09-05

Q055

保護期間・消滅・登録 | 標準

映画の著作物の著作権の原則的な保護期間として正しいものはどれか。

ア．監督の死後70年のみで計算する。

イ．上映開始後10年で必ず消滅する。

ウ．公表後70年までであり、創作後70年以内に公表されなかった場合は創作後70年まで。

エ．映画製作者の会社設立日から70年。

答え・解説

正答：ウ．公表後70年までであり、創作後70年以内に公表されなかった場合は創作後70年まで。

ア解説：誤り。映画には公表時起算の特則がある。

イ解説：誤り。映画の著作物の原則的保護期間は公表後70年であり、10年ではない。

ウ解説：正しい。54条の映画著作物の特則。

エ解説：誤り。映画製作者の会社設立日は、映画著作物の保護期間の起算点ではない。

総合解説：映画の著作物は一般著作物の死後起算ではなく、公表時起算の特則が重要。

出題基準：2026-09-05

Q056

保護期間・消滅・登録 | 応用

著作者Aが2026年4月1日に死亡した一般の著作物について、保護期間の計算方法として最も適切なものはどれか。

ア．2026年4月2日からちょうど70年間。

イ．死亡当日の2026年4月1日に著作権が消滅する。

ウ．2095年12月31日で必ず終了する。

エ．死亡した年の翌年1月1日から70年を計算するため、原則として2096年12月31日まで保護される。

答え・解説

正答：エ．死亡した年の翌年1月1日から70年を計算するため、原則として2096年12月31日まで保護される。

ア解説：誤り。月日単位ではなく翌年1月1日から暦年計算する。

イ解説：誤り。死後70年保護される。

ウ解説：誤り。2027年1月1日から70年なので2096年12月31日まで。

エ解説：正しい。57条により死亡・公表・創作の翌年から期間を起算する。

総合解説：保護期間は年単位で、死亡年・公表年・創作年の翌年1月1日から数える。

出題基準：2026-09-05

Q057

保護期間・消滅・登録 | 基礎

著作権の保護期間が満了した著作物について最も適切な説明はどれか。

ア．著作権（財産権）の許諾を得ず利用できるようになるが、著作者死後の人格的利益を害する行為など別の法的問題は残り得る。

イ．保護期間満了後も複製には必ず著作権者の許諾が必要。

ウ．保護期間満了により作品の著作者名を偽ってよいことになる。

エ．保護期間が満了すると著作物そのものが消滅する。

答え・解説

正答：ア．著作権（財産権）の許諾を得ず利用できるようになるが、著作者死後の人格的利益を害する行為など別の法的問題は残り得る。

ア解説：正しい。財産権満了と60条等の死後人格的利益保護は別である。

イ解説：誤り。財産権は満了している。

ウ解説：誤り。人格的利益や他法令上の問題が残り得る。

エ解説：誤り。作品は残り、財産権の独占が終了する。

総合解説：いわゆるパブリックドメイン化と、人格的利益・商標・不正競争等の別法上の問題を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q058

保護期間・消滅・登録 | 標準

著作権の発生と登録の関係として正しいものはどれか。

ア．文化庁への登録が完了するまで著作権は発生しない。

イ．著作権は著作物を創作した時点で原則自動的に発生し、権利取得のための登録は必要ない。

ウ．©マークを付けなければ日本では保護されない。

エ．著作権は最初に販売した時点で初めて発生する。

答え・解説

正答：イ．著作権は著作物を創作した時点で原則自動的に発生し、権利取得のための登録は必要ない。

ア解説：誤り。登録は発生要件ではない。

イ解説：正しい。17条2項の無方式主義。

ウ解説：誤り。日本は無方式主義。

エ解説：誤り。著作権は原則として著作物を創作した時点で自動的に発生する。

総合解説：著作権登録制度は存在するが、特許・商標のような権利取得のための登録制度ではない。

出題基準：2026-09-05

Q059

保護期間・消滅・登録 | 標準

無名で公表された著作物について著作者が実名登録を受けた場合の効果として最も適切なものはどれか。

ア．登録によって初めて著作権が発生する。

イ．実名登録をすると著作者人格権を文化庁へ譲渡することになる。

ウ．反証がない限り登録を受けた者が著作者と推定され、保護期間について死後70年基準が適用される方向となる。

エ．実名登録により保護期間が必ず10年に短縮される。

答え・解説

正答：ウ．反証がない限り登録を受けた者が著作者と推定され、保護期間について死後70年基準が適用される方向となる。

ア解説：誤り。著作権自体は創作時に発生済み。

イ解説：誤り。人格権は譲渡されない。

ウ解説：正しい。75条の実名登録の効果。

エ解説：誤り。逆で、無名・変名の公表後70年から実名著作物と同様の死後70年基準となる場合がある。

総合解説：実名登録は権利取得ではなく、著作者推定や保護期間に関わる制度。

出題基準：2026-09-05

Q060

保護期間・消滅・登録 | 応用

著作権の譲渡について登録をする実務上の重要な意味として最も適切なものはどれか。

ア．登録しなければ当事者間の著作権譲渡契約は常に無効となる。

イ．登録すると著作者人格権も自動的に譲受人へ移る。

ウ．登録をすると著作権の保護期間が一律100年延長される。

エ．著作権の移転等を第三者に対抗するために登録が重要となる。

答え・解説

正答：エ．著作権の移転等を第三者に対抗するために登録が重要となる。

ア解説：誤り。登録は主として第三者対抗要件であり、当事者間効力とは区別する。

イ解説：誤り。人格権は譲渡できない。

ウ解説：誤り。そのような効果はない。

エ解説：正しい。77条は著作権の移転等について登録を第三者対抗要件とする。

総合解説：著作権は無方式で発生するが、移転等の権利変動を第三者へ主張する場面では登録制度が重要になる。

出題基準：2026-09-05

Q061

譲渡・利用許諾・出版権 | 基礎

- 著作権の譲渡について正しいものはどれか。
- ア．著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
 - イ．著作権は一身専属権なので一切譲渡できない。
 - ウ．著作権は必ずすべての支分権を一括して譲渡しなければならない。
 - エ．著作権譲渡には文化庁長官の許可がなければ当事者間でも効力が生じない。

答え・解説

正答：ア．著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

ア解説：正しい。61条1項は著作権の全部又は一部の譲渡を認める。

イ解説：誤り。一身専属なのは著作者人格権であり、著作権（財産権）は譲渡可能。

ウ解説：誤り。著作権は支分権の全部を一括するだけでなく、その一部のみを譲渡することもできる。

エ解説：誤り。権利取得・譲渡にそのような許可は一般に不要。

総合解説：著作権は複数の支分権の集合であり、全部譲渡だけでなく、複製権だけなど一部譲渡も可能。

出題基準：2026-09-05

Q062

譲渡・利用許諾・出版権 | 標準

- 著作者Aが著作権の全部をBへ譲渡した場合の著作者人格権について正しいものはどれか。
- ア．著作権の全部譲渡に伴い人格権も当然にBへ移転する。
 - イ．著作者人格権はAに一身専属し、著作権譲渡によってBへ移転しない。
 - ウ．人格権は著作権譲渡時に自動消滅する。
 - エ．Bが法人なら人格権は必ずBへ移る。

答え・解説

正答：イ．著作者人格権はAに一身専属し、著作権譲渡によってBへ移転しない。

ア解説：誤り。人格権は一身専属。

イ解説：正しい。59条により人格権は譲渡できない。

ウ解説：誤り。譲渡によって消滅しない。

エ解説：誤り。譲受人の属性に関係なく、既存人格権は移転しない。

総合解説：契約実務では財産権譲渡と人格権不行使条項を混同しないことが重要。人格権自体は移転しない。

出題基準：2026-09-05

Q063

譲渡・利用許諾・出版権 | 標準

- 「著作権をすべて譲渡する」とだけ記載し、27条・28条の権利について特に言及しなかった契約の解釈として、著作権法上の原則はどれか。
- ア．27条・28条の権利だけは法律上譲渡できない。
- イ．27条・28条の権利は常に譲受人へ自動移転する。
- ウ．27条の翻訳・翻案権等及び28条の二次的著作物利用権は、譲渡人に留保されたものと推定される。
- エ．契約書に著作権と書いた時点で人格権も含め全権利が移転する。

答え・解説

正答：ウ．27条の翻訳・翻案権等及び28条の二次的著作物利用権は、譲渡人に留保されたものと推定される。

ア解説：誤り。特掲すれば譲渡可能であり、譲渡禁止ではない。

イ解説：誤り。特掲がない場合は留保推定。

ウ解説：正しい。61条2項は27条・28条の権利について特掲がなければ譲渡人に留保されたものと推定する。

エ解説：誤り。人格権は譲渡できない。

総合解説：二次利用を想定する契約では、27条・28条を明記するかが重要な実務ポイント。

出題基準：2026-09-05

Q064

譲渡・利用許諾・出版権 | 基礎

- 著作権法63条の利用許諾について正しいものはどれか。
- ア．利用許諾を受けると、必ず著作権そのものが利用者へ移転する。
- イ．許諾条件を超えて利用しても常に適法である。
- ウ．著作権者は利用許諾をすることが法律上禁止されている。
- エ．著作権者は他人に著作物の利用を許諾でき、許諾を得た者はその利用方法・条件の範囲内で利用できる。

答え・解説

正答：エ．著作権者は他人に著作物の利用を許諾でき、許諾を得た者はその利用方法・条件の範囲内で利用できる。

ア解説：誤り。利用許諾は著作権の利用を認めるものであり、著作権そのものの譲渡とは異なる。

イ解説：誤り。許諾範囲内で利用する必要がある。

ウ解説：誤り。63条が明文で認める。

エ解説：正しい。63条1項・2項の基本。

総合解説：ライセンスは権利移転ではなく、一定の利用を認める制度である。

出題基準：2026-09-05

Q065

譲渡・利用許諾・出版権 | 標準

AがBに対し「この写真を自社ウェブサイトで1年間掲載してよい」と許諾したが、著作権譲渡の合意はない。この場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．Bは許諾された条件の範囲で利用できるが、著作権そのものは原則としてAに残る。

イ．Bが一度掲載した時点で著作権全部がBへ移る。

ウ．Aは許諾後、著作者でなくなる。

エ．1年間という条件は無効で、Bは永久に利用できる。

答え・解説

正答：ア．Bは許諾された条件の範囲で利用できるが、著作権そのものは原則としてAに残る。

ア解説：正しい。利用許諾は著作権の移転ではない。

イ解説：誤り。許諾だけでは権利移転しない。

ウ解説：誤り。著作者性は変わらない。

エ解説：誤り。利用方法・条件の範囲内に限られる。

総合解説：「著作権を持つ者」と「利用許諾を受けた者」を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q066

譲渡・利用許諾・出版権 | 応用

著作権法上の出版権について最も適切な説明はどれか。

ア．出版権は著作者人格権の一つで、創作と同時に必ず著作者に発生する。

イ．著作者は、出版行為又は一定の公衆送信行為を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

ウ．出版権は出版社が無断で取得できる。

エ．出版権は紙媒体に関する行為だけを対象とし、電子出版は制度上絶対に含まれない。

答え・解説

正答：イ．著作者は、出版行為又は一定の公衆送信行為を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

ア解説：誤り。出版権は設定によって成立する財産的権利。

イ解説：正しい。79条は著作者による出版権設定を認める。

ウ解説：誤り。著作者による設定が必要。

エ解説：誤り。現行法は一定の公衆送信による電子出版も対象とする。

総合解説：出版権は単なる許諾より強い独占的性質を持つ設定権で、紙出版・電子出版の双方が制度化されている。

出題基準：2026-09-05

Q067

譲渡・利用許諾・出版権 | 基礎

著作権者Aが出版社Bに出版権を設定した場合と、単に出版利用を許諾した場合の違いとして最も適切なものはどれか。

ア．両者は法律上完全に同一で、区別する意味はない。

イ．利用許諾の方が必ず著作権そのものを移転する。

ウ．出版権は著作権法上の独立した排他的権利として設定されるのに対し、利用許諾は原則として許諾範囲内で利用できる地位を与える。

エ．出版権設定により著作者人格権が出版社へ移転する。

答え・解説

正答：ウ．出版権は著作権法上の独立した排他的権利として設定されるのに対し、利用許諾は原則として許諾範囲内で利用できる地位を与える。

ア解説：誤り。法的性質が異なる。

イ解説：誤り。許諾は権利移転ではない。

ウ解説：正しい。出版権は法律上の設定権、許諾は63条の利用承認。

エ解説：誤り。人格権は移転しない。

総合解説：権利処理では「譲渡」「利用許諾」「出版権設定」を分けて契約内容を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q068

譲渡・利用許諾・出版権 | 標準

出版権の設定・移転等の登録について最も適切な説明はどれか。

ア．出版権は登録しなければ当事者間でも絶対に成立しない。

イ．出版権登録をすると著作権の保護期間が延長される。

ウ．出版権登録により著作者人格権が消滅する。

エ．出版権の設定や移転等を第三者に対抗するため、登録が重要となる。

答え・解説

正答：エ．出版権の設定や移転等を第三者に対抗するため、登録が重要となる。

ア解説：誤り。設定契約の当事者間効力と第三者対抗は区別する。

イ解説：誤り。そのような効果はない。

ウ解説：誤り。人格権とは無関係。

エ解説：正しい。著作権法88条は出版権の登録に第三者対抗上の効果を持たせる。

総合解説：著作権・出版権とも、権利発生や当事者間効力と第三者対抗のための登録を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q069

譲渡・利用許諾・出版権 | 標準

著作権がA・Bの共有である場合、Aが自己の持分を第三者Cへ譲渡する際の原則として正しいものはどれか。

ア．他の共有者Bの同意が必要であり、Bは正当な理由がなければ同意を拒むことができない。

イ．Aは他の共有者に無断で常に自由に持分を譲渡できる。

ウ．共有著作権の持分は法律上譲渡不能である。

エ．Bは理由の有無を問わず永久に同意を拒否できる。

答え・解説

正答：ア．他の共有者Bの同意が必要であり、Bは正当な理由がなければ同意を拒むことができない。

ア解説：正しい。65条1項・3項の扱い。

イ解説：誤り。共有著作権の持分譲渡には他共有者の同意が必要。

ウ解説：誤り。同意があれば譲渡可能。

エ解説：誤り。正当な理由なく拒否できない。

総合解説：共有著作権では持分処分と権利行使の双方に共有者間調整が必要。

出題基準：2026-09-05

Q070

譲渡・利用許諾・出版権 | 応用

著作者Aが死亡し、著作権の保護期間が残っている場合の相続について最も適切な説明はどれか。

ア．著作権も人格権も一切相続できない。

イ．著作権（財産権）は相続の対象となり得るが、著作者人格権そのものは相続されない。

ウ．人格権だけが相続され、財産権は死亡と同時に消滅する。

エ．相続があると著作権の保護期間が新たに70年延長される。

答え・解説

正答：イ．著作権（財産権）は相続の対象となり得るが、著作者人格権そのものは相続されない。

ア解説：誤り。著作権は相続可能。

イ解説：正しい。財産権は承継可能、人格権は一身専属。

ウ解説：誤り。財産権である著作権は相続可能であり、人格権は一身専属で相続されない。

エ解説：誤り。保護期間は法定の基準で計算し、相続でリセットされない。

総合解説：著作者死亡後は著作権の承継と、60条・116条による人格的利益保護を分けて考える。

出題基準：2026-09-05

Q071 著作権隣接権 | 基礎

日本の著作権法上、著作権隣接権を与えられる者の組合せとして正しいものはどれか。

ア．小説家、画家、作曲家だけ

イ．特許権者、意匠権者、商標権者だけ

ウ．実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者

エ．出版社だけ

答え・解説

正答：ウ．実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者

ア解説：誤り。これらは主として著作者。

イ解説：誤り。産業財産権者である。

ウ解説：正しい。日本法ではこの4者に著作権隣接権を認める。

エ解説：誤り。出版社は契約により出版権者等となり得るが、著作権隣接権者の法定4類型ではない。

総合解説：著作権隣接権は著作物等を公衆に伝達する役割を担う者を保護する。

出題基準：2026-09-05

Q072 著作権隣接権 | 標準

著作権隣接権の発生について最も適切なものはどれか。

ア．文化庁への登録後に初めて発生する。

イ．高度な芸術性が証明された実演にだけ発生する。

ウ．プロの実演家にしか発生しない。

エ．実演、レコード製作、放送、有線放送などの行為が行われた時点で原則自動的に発生し、創作性は権利発生要件ではない。

答え・解説

正答：エ．実演、レコード製作、放送、有線放送などの行為が行われた時点で原則自動的に発生し、創作性は権利発生要件ではない。

ア解説：誤り。著作権隣接権も無方式主義であり、文化庁等への登録を権利発生要件としない。

イ解説：誤り。創作性は要件でない。

ウ解説：誤り。一般人の実演でも要件を満たせば権利が発生し得る。

エ解説：正しい。著作権隣接権は無方式で発生し、著作物性のような創作性要件を必要としない。

総合解説：著作権は創作的表現を保護し、著作権隣接権は伝達行為等を保護するという違いがある。

出題基準：2026-09-05

Q073 著作隣接権 | 標準

実演家人格権として著作権法が認めるものはどれか。

- ア．氏名表示権と同一性保持権
- イ．公表権、複製権、特許権
- ウ．公表権だけ
- エ．譲渡権と貸与権だけ

答え・解説

正答：ア．氏名表示権と同一性保持権

ア解説：正しい。90条の2・90条の3により実演家人格権が認められる。

イ解説：誤り。実演家人格権の組合せではない。

ウ解説：誤り。実演家人格権には作者のような公表権は規定されていない。

エ解説：誤り。これらは財産的な著作隣接権。

総合解説：実演家人格権は著作者人格権と完全同一ではなく、氏名表示権・同一性保持権が中心。

出題基準：2026-09-05

Q074 著作隣接権 | 基礎

歌手Aの生演奏を無断で録音・録画する行為で中心的に問題となる実演家の権利はどれか。

- ア．出版権
- イ．録音権・録画権
- ウ．展示権
- エ．実名登録権

答え・解説

正答：イ．録音権・録画権

ア解説：誤り。著作権者が設定する権利で、実演の録音・録画とは別。

イ解説：正しい。91条は実演家にその実演を録音・録画する権利を認める。

ウ解説：誤り。著作者の支分権であり実演家の録音・録画の問題ではない。

エ解説：誤り。実演の固定を支配する権利ではない。

総合解説：実演の無断固定は著作者の著作権だけでなく、実演家の著作隣接権も重層的に問題となる。

出題基準：2026-09-05

Q075 著作権隣接権 | 標準

- 実演家の財産的権利について正しいものはどれか。
- ア．実演家には録音権しかなく、ネット配信に関する権利はない。
 - イ．実演家は著作物を創作していないため、法律上どのような権利も持たない。
 - ウ．実演家には一定の放送権・有線放送権や送信可能化権が認められる。
 - エ．実演家の放送権は商標法に規定される。

答え・解説

正答：ウ．実演家には一定の放送権・有線放送権や送信可能化権が認められる。

ア解説：誤り。送信可能化権がある。

イ解説：誤り。著作権隣接権が認められる。

ウ解説：正しい。92条・92条の2等が実演の放送・有線放送・送信可能化を保護する。

エ解説：誤り。著作権法の著作権隣接権。

総合解説：実演利用では録音・録画、放送・有線放送、送信可能化等を利用態様ごとに確認する。

出題基準：2026-09-05

Q076 著作権隣接権 | 応用

- レコード製作者の著作権隣接権として最も適切な組合せはどれか。
- ア．公表権、氏名表示権、同一性保持権のみ。
 - イ．特許権、商標権、意匠権のみ。
 - ウ．出版権のみ。
 - エ．複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権など。

答え・解説

正答：エ．複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権など。

ア解説：誤り。レコード製作者に実演家人格権のような人格権は規定されていない。

イ解説：誤り。著作権隣接権とは別。

ウ解説：誤り。レコード製作者の法定隣接権ではない。

エ解説：正しい。96条以下にレコード製作者の財産的権利が定められる。

総合解説：CD等を複製・配信する際には、楽曲著作者・実演家・レコード製作者の権利が重層的に関係し得る。

出題基準：2026-09-05

Q077

著作隣接権 | 基礎

放送事業者及び有線放送事業者の著作隣接権について最も適切な説明はどれか。

ア．自らの放送・有線放送について、複製、再放送・有線放送、送信可能化等の一定の権利が認められる。

イ．番組に使われた全ての音楽の著作権を自動的に取得する。

ウ．放送事業者には著作隣接権は認められない。

エ．有線放送事業者は日本法上保護されない。

答え・解説

正答：ア．自らの放送・有線放送について、複製、再放送・有線放送、送信可能化等の一定の権利が認められる。

ア解説：正しい。98条以下・100条の2以下に放送・有線放送に関する権利が定められる。

イ解説：誤り。番組素材の作者の権利は別に存在する。

ウ解説：誤り。法定の著作隣接権者である。

エ解説：誤り。日本法は有線放送事業者にも著作隣接権を認める。

総合解説：番組そのものの著作物性とは別に、放送・有線放送という伝達行為を著作隣接権が保護する。

出題基準：2026-09-05

Q078

著作隣接権 | 標準

現行著作権法における著作隣接権の保護期間の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．全て死後70年。

イ．実演は原則実演後70年、レコードは原則発行後70年、放送・有線放送は各放送後50年。

ウ．全て10年。

エ．実演50年、レコード50年、放送70年。

答え・解説

正答：イ．実演は原則実演後70年、レコードは原則発行後70年、放送・有線放送は各放送後50年。

ア解説：誤り。放送事業者等には死亡概念を用いず、権利類型ごとに期間が異なる。

イ解説：正しい。101条の保護期間の基本。

ウ解説：誤り。著作隣接権の保護期間は権利類型によって70年又は50年など異なる。

エ解説：誤り。現行法の基本的期間と逆。

総合解説：著作物の死後70年と、著作隣接権の実演・レコード70年 / 放送50年を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q079 著作権隣接権 | 標準

実演家人格権の存続について最も適切な説明はどれか。

ア．実演家人格権は死亡後70年間、相続人の財産権として存続する。

イ．実演家には人格権が存在しない。

ウ．実演家人格権は一身専属で実演家の死亡により消滅するが、死後も原則として生存中なら人格権侵害となる行為をしてはならない。

エ．死亡後は名誉を害する改変も常に自由である。

答え・解説

正答：ウ．実演家人格権は一身専属で実演家の死亡により消滅するが、死後も原則として生存中なら人格権侵害となる行為をしてはならない。

ア解説：誤り。人格権自体は一身専属で相続されない。

イ解説：誤り。氏名表示権・同一性保持権がある。

ウ解説：正しい。101条の2・101条の3による。

エ解説：誤り。死後保護規定がある。

総合解説：著作者人格権と同様、権利そのものの一身専属性と死後の人格的利益保護を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q080 著作権隣接権 | 応用

2026年9月5日時点で、2026年6月24日に公布された「レコード演奏・伝達権」に関する改正の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．公布日の翌日に自動施行され、既に全面適用されている。

イ．改正法は成立しておらず、公布もされていない。

ウ．改正は著作者の死後保護期間を100年へ延長する内容である。

エ．改正法は公布済みだが、公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日に施行されるため、2026年9月5日時点では新権利を現行の施行済み権利として扱わない。

答え・解説

正答：エ．改正法は公布済みだが、公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日に施行されるため、2026年9月5日時点では新権利を現行の施行済み権利として扱わない。

ア解説：誤り。施行日は別途政令で定める。

イ解説：誤り。2026年6月17日成立、6月24日公布済み。

ウ解説：誤り。改正の中心は商業用レコード等の公の場での利用に関する実演家・レコード製作者への権利創設。

エ解説：正しい。文化庁は令和8年法律48号の改正事項を将来施行と案内している。

総合解説：法令資格では「公布」と「施行」を分ける。未施行改正を現行法問題として混入させないことが重要。

出題基準：2026-09-05

Q081

侵害・差止・損害・刑事 | 基礎

著作権侵害に対する差止請求について正しいものはどれか。

ア．侵害者の故意・過失を要せず、侵害の停止や侵害のおそれに対する予防を請求できる。

イ．故意が証明できなければ差止請求は一切できない。

ウ．侵害が終了していて将来のおそれもない場合でも、必ず予防請求が認められる。

エ．差止請求は刑事裁判でしか行えない。

答え・解説

正答：ア．侵害者の故意・過失を要せず、侵害の停止や侵害のおそれに対する予防を請求できる。

ア解説：正しい。112条は侵害停止・予防請求を認め、差止めには故意・過失は要しない。

イ解説：誤り。故意・過失は差止めの要件ではない。

ウ解説：誤り。予防には侵害のおそれが問題となる。

エ解説：誤り。民事上の救済である。

総合解説：差止めは侵害状態を止めるための救済で、損害賠償の故意・過失要件と区別する。

出題基準：2026-09-05

Q082

侵害・差止・損害・刑事 | 標準

著作権者が差止請求をする場合に、侵害停止・予防に必要な措置として請求し得るものはどれか。

ア．侵害者の全財産を理由なく没収すること。

イ．侵害行為を組成した物、侵害行為によって作成された物、専ら侵害に供された機械・器具の廃棄など。

ウ．侵害者の親族の財産を自動的に取得すること。

エ．著作権の保護期間を延長すること。

答え・解説

正答：イ．侵害行為を組成した物、侵害行為によって作成された物、専ら侵害に供された機械・器具の廃棄など。

ア解説：誤り。必要な侵害予防措置の範囲を超える。

イ解説：正しい。112条2項は差止めとともに廃棄その他必要な措置を請求できる。

ウ解説：誤り。そのような民事救済はない。

エ解説：誤り。差止めの付随措置とは無関係。

総合解説：差止めは単なる停止命令だけでなく、侵害物の廃棄等を伴うことがある。

出題基準：2026-09-05

Q083

侵害・差止・損害・刑事 | 標準

著作権侵害による損害賠償請求について最も適切な説明はどれか。
ア．損害賠償では故意・過失は一切問題にならない。
イ．著作権侵害には損害賠償制度がない。
ウ．民法709条に基づき、原則として侵害者に故意又は過失があることが必要である。
エ．損害額は法律上常に1円に固定される。

答え・解説

正答：ウ．民法709条に基づき、原則として侵害者に故意又は過失があることが必要である。
ア解説：誤り。不法行為責任では故意・過失が原則必要。
イ解説：誤り。民事上の損害賠償請求が可能。
ウ解説：正しい。差止めと異なり、不法行為に基づく損害賠償には故意・過失が問題となる。
エ解説：誤り。114条等に損害額算定・推定規定がある。
総合解説：差止め＝故意過失不要、損害賠償＝原則故意過失必要という対比は重要。
出題基準：2026-09-05

Q084

侵害・差止・損害・刑事 | 基礎

無断利用者Bが著作者Aの権利を侵害して利益を得たが、損害賠償の要件とは別にAが検討できる民事上の請求として適切なものはどれか。
ア．商標登録異議申立て
イ．特許無効審判
ウ．選挙無効訴訟
エ．不当利得返還請求

答え・解説

正答：エ．不当利得返還請求
ア解説：誤り。商標登録処分の見直し制度であり、著作権侵害の利益返還請求ではない。
イ解説：誤り。特許無効審判は特許法上の制度であり、著作権侵害の民事救済ではない。
ウ解説：誤り。著作権侵害救済とは無関係。
エ解説：正しい。法律上の原因なく他人の権利を侵害して得た利益について、民法上の不当利得返還が問題となり得る。
総合解説：著作権侵害の民事救済には差止め・損害賠償だけでなく、不当利得返還等もある。
出題基準：2026-09-05

Q085

侵害・差止・損害・刑事 | 標準

著作権法114条が損害額算定に関する特則を設ける主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア．無体財産権侵害では損害額の立証が困難なため、侵害品の数量、侵害者利益、使用料相当額等を利用した算定を可能にして権利者の立証負担を軽減する。

イ．侵害があれば常に一律1000万円を支払わせる。

ウ．刑事罰の罰金額をそのまま民事損害額とする。

エ．損害が発生していなくても必ず無限額の賠償を認める。

答え・解説

正答：ア．無体財産権侵害では損害額の立証が困難なため、侵害品の数量、侵害者利益、使用料相当額等を利用した算定を可能にして権利者の立証負担を軽減する。

ア解説：正しい。114条は著作権侵害の損害立証困難を緩和する。

イ解説：誤り。固定額を一律に定める制度ではない。

ウ解説：誤り。刑事罰と民事損害は別。

エ解説：誤り。法定の算定枠組みと事案の損害が問題となる。

総合解説：114条は損害額を立証しやすくするための特則で、2023年改正でも算定方法の見直しが行われた。

出題基準：2026-09-05

Q086

侵害・差止・損害・刑事 | 応用

著作者人格権を故意又は過失により侵害し、著作者の名誉又は声望を害した場合に認められ得る措置として最も適切なものはどれか。

ア．人格権侵害では金銭賠償も回復措置も一切認められない。

イ．損害賠償に代え又は損害賠償とともに、名誉・声望を回復するための適当な措置を請求できる。

ウ．著作物を国へ無償譲渡することだけが唯一の救済である。

エ．人格権侵害があると著作権者の保護期間が自動的に100年延長される。

答え・解説

正答：イ．損害賠償に代え又は損害賠償とともに、名誉・声望を回復するための適当な措置を請求できる。

ア解説：誤り。著作者人格権侵害についても、損害賠償や名誉・声望回復措置等の民事救済があり得る。

イ解説：正しい。115条は名誉・声望回復措置を定める。

ウ解説：誤り。そのような限定はない。

エ解説：誤り。救済と保護期間は別。

総合解説：人格権侵害では経済的損害だけでなく、著作者の社会的評価・精神的利益の回復が問題となる。

出題基準：2026-09-05

Q087

侵害・差止・損害・刑事 | 基礎

著作権法113条の「侵害とみなす行為」に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア．著作物を一度見ただけで必ず侵害とみなされる。

イ．侵害とみなす行為は著作権法に一切存在しない。

ウ．一定の侵害複製物を、情を知って国内頒布目的で輸入したり、頒布・所持したりする行為など、直接の支分権侵害に準じて侵害と扱う行為が規定されている。

エ．善意・悪意を問わず、全ての中古品所持が侵害となる。

答え・解説

正答：ウ．一定の侵害複製物を、情を知って国内頒布目的で輸入したり、頒布・所持したりする行為など、直接の支分権侵害に準じて侵害と扱う行為が規定されている。

ア解説：誤り。閲覧だけを一律侵害とする規定ではない。

イ解説：誤り。113条に詳細な規定がある。

ウ解説：正しい。113条は侵害物の流通や技術的手段回避等の一定行為を侵害とみなす。

エ解説：誤り。一定の知情や目的等が要件となる類型がある。

総合解説：113条は海賊版流通・リーチサイト・技術的保護手段等を含む重要な補充規定である。

出題基準：2026-09-05

Q088

侵害・差止・損害・刑事 | 標準

2026年9月5日時点の著作権法119条1項における、著作権・出版権・著作隣接権侵害の基本的な法定刑として正しいものはどれか。

ア．1年以下の拘禁刑だけで罰金はない。

イ．20年以下の拘禁刑だけ。

ウ．行政過料だけで刑事罰は存在しない。

エ．10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科。

答え・解説

正答：エ．10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科。

ア解説：誤り。基本法定刑と異なる。

イ解説：誤り。著作権法119条1項の規定ではない。

ウ解説：誤り。著作権侵害には刑事罰規定がある。

エ解説：正しい。現行119条1項の基本的法定刑。

総合解説：2025年の刑法改正施行後は、従来の「懲役」に代わり現行法文では「拘禁刑」とされる点にも注意する。

出題基準：2026-09-05

Q089 侵害・差止・損害・刑事 | 標準

著作者人格権又は実演家人格権を侵害した場合の現行著作権法119条2項の基本的な法定刑として正しいものはどれか。

ア．5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はその併科。

イ．10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金が必ず適用される。

ウ．刑事罰は一切ない。

エ．50万円以下の過料だけ。

答え・解説

正答：ア．5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はその併科。

ア解説：正しい。119条2項1号の基本的法定刑。

イ解説：誤り。これは119条1項の著作権等侵害の基本刑。

ウ解説：誤り。人格権侵害にも刑事罰規定がある。

エ解説：誤り。著作者人格権・実演家人格権侵害の法定刑は、現行法上5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金等である。

総合解説：財産権侵害と人格権侵害では法定刑が異なるため区別する。

出題基準：2026-09-05

Q090 侵害・差止・損害・刑事 | 応用

第三者Bが著作者Aの小説を故意に無断複製し、ネット販売を継続している。Aの対応として最も適切なものはどれか。

ア．刑事手続を選ぶと民事差止めは法律上永久に禁止される。

イ．差止め・侵害物廃棄、損害賠償等の民事救済を検討でき、要件を満たせば刑事責任も別途問題となり得る。

ウ．差止請求をするにはBの過失を必ず証明しなければならない。

エ．著作権侵害では損害賠償だけが可能で、販売停止は求められない。

答え・解説

正答：イ．差止め・侵害物廃棄、損害賠償等の民事救済を検討でき、要件を満たせば刑事責任も別途問題となり得る。

ア解説：誤り。民事と刑事は目的・手続が異なり併存し得る。

イ解説：正しい。著作権侵害には民事・刑事の複数の救済・制裁手段がある。

ウ解説：誤り。差止めに故意・過失は不要。

エ解説：誤り。112条に差止請求がある。

総合解説：侵害事案では「止める＝差止め」「過去の損害回復＝損害賠償等」「悪質行為への制裁＝刑事」を目的別に整理する。

出題基準：2026-09-05

Q091 周知表示・著名表示 | 基礎

不正競争防止法2条1項1号の「周知表示混同惹起行為」に該当するための基本的な組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．他人の商品等表示が需要者の間に広く認識されており、それと同一又は類似の商品等表示を使用するなどして、他人の商品又は営業と混同を生じさせること。

イ．他人の商品等表示が著名であることだけで足り、混同は一切問題とならない。

ウ．表示が登録商標であることだけで足り、周知性や混同は不要である。

エ．商品の形態が実質的に同一であれば、表示の周知性や混同を問わず常に1号となる。

答え・解説

正答：ア．他人の商品等表示が需要者の間に広く認識されており、それと同一又は類似の商品等表示を使用するなどして、他人の商品又は営業と混同を生じさせること。

ア解説：正しい。1号は周知性・同一又は類似表示の使用等・混同惹起を中心要件とする。

イ解説：誤り。それは2号の著名表示冒用に近い説明で、1号では混同惹起が必要である。

ウ解説：誤り。1号は登録制度ではなく、周知性と混同を要件とする。

エ解説：誤り。商品形態模倣は3号の問題であり、1号の要件とは異なる。

総合解説：1号では、保護対象となる商品等表示が需要者の間に広く認識されていることと、他人の表示使用等により商品・営業の出所等について混同が生じることを確認する。

出題基準：2026-09-05

Q092 周知表示・著名表示 | 標準

不正競争防止法上の「商品等表示」に含まれ得るものとして最も適切なものはどれか。

ア．登録商標だけ。

イ．人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器・包装その他の商品又は営業を表示するもの。

ウ．特許請求の範囲だけ。

エ．会社の内部だけで使われ、外部から出所識別に用いられない管理番号だけ。

答え・解説

正答：イ．人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器・包装その他の商品又は営業を表示するもの。

ア解説：誤り。商品等表示は登録商標に限定されず、商号や容器・包装等も含み得る。

イ解説：正しい。2条1項1号等は商品や営業の出所を示す多様な表示を対象とする。

ウ解説：誤り。特許請求の範囲は発明の技術的範囲に関するもので、商品等表示の典型ではない。

エ解説：誤り。商品・営業を表示する機能が問題となり、単なる内部管理番号は通常その典型ではない。

総合解説：不競法の商品等表示は商標法上の登録商標より広い概念で、名称・標章・容器包装など、商品又は営業の出所表示機能を持つものを含み得る。

出題基準：2026-09-05

Q093

周知表示・著名表示 | 標準

2条1項1号の「需要者の間に広く認識されている」について最も適切な説明はどれか。

ア．全国民の過半数が知っていなければ周知性は絶対に認められない。

イ．一人の顧客が知っていれば必ず周知性が成立する。

ウ．必ずしも全国民に知られている必要はなく、当該商品・営業の需要者層や地域などに照らして広く認識されているかが問題となる。

エ．周知性は登録商標についてのみに認められる。

答え・解説

正答：ウ．必ずしも全国民に知られている必要はなく、当該商品・営業の需要者層や地域などに照らして広く認識されているかが問題となる。

ア解説：誤り。法律上そのような全国民基準はない。

イ解説：誤り。「需要者の間に広く認識」されていることが必要である。

ウ解説：正しい。周知性は対象となる需要者の範囲を踏まえて判断される。

エ解説：誤り。登録の有無とは別に周知性が判断される。

総合解説：周知性は相対的概念であり、商品・営業の種類、取引地域、需要者層などを踏まえて判断される。

出題基準：2026-09-05

Q094

周知表示・著名表示 | 基礎

A社の周知な店舗名と酷似する名称を、同種サービスを提供するB社が店舗看板に使用し、利用者がA社の系列店だと誤認するおそれがある。最も適切な評価はどれか。

ア．混同が生じても、商標登録がなければ不競法は適用されない。

イ．利用者が系列関係を誤認することは混同に含まれない。

ウ．店舗名は商品等表示に該当する余地がない。

エ．2条1項1号の周知表示混同惹起行為が問題となり得る。

答え・解説

正答：エ．2条1項1号の周知表示混同惹起行為が問題となり得る。

ア解説：誤り。1号は登録を保護要件としていない。

イ解説：誤り。営業主体間に関係があるとの誤認も混同の問題となり得る。

ウ解説：誤り。営業を表示する名称は商品等表示になり得る。

エ解説：正しい。周知表示と類似表示の使用によって営業主体の関係について混同を生じさせる典型例である。

総合解説：混同は完全に同一企業だと誤認する場合だけでなく、系列・ライセンス・提携関係があると誤認する場合も問題となり得る。

出題基準：2026-09-05

Q095

周知表示・著名表示 | 標準

不正競争防止法2条1項2号の著名表示冒用行為について最も適切なものはどれか。

ア．他人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示を自己の商品等表示として使用するなどの行為であり、1号と異なり混同の発生を要件としない。

イ．混同が実際に生じた場合にだけ成立する。

ウ．表示が未登録なら著名であっても保護されない。

エ．他人の商品形態の模倣だけを対象とする。

答え・解説

正答：ア．他人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示を自己の商品等表示として使用するなどの行為であり、1号と異なり混同の発生を要件としない。

ア解説：正しい。2号は著名表示の希釈化・ただ乗り等を防止する趣旨から混同を要件としない。

イ解説：誤り。2号は混同を要件としない。

ウ解説：誤り。登録の有無は2号の保護要件ではない。

エ解説：誤り。商品形態模倣は3号の問題である。

総合解説：2号は非常に高い認知度を有する表示の顧客吸引力・ブランド価値を守る規定で、混同がなくても冒用が問題となる。

出題基準：2026-09-05

Q096

周知表示・著名表示 | 応用

2条1項1号と2号の違いについて正しいものはどれか。

ア．1号も2号も周知性・著名性・混同要件が完全に同じである。

イ．1号は周知表示について混同惹起を要件とするのに対し、2号は著名表示について混同を要件とせず冒用を規制する。

ウ．1号は登録商標だけ、2号は未登録商標だけを対象とする。

エ．1号は刑事だけ、2号は民事だけの制度である。

答え・解説

正答：イ．1号は周知表示について混同惹起を要件とするのに対し、2号は著名表示について混同を要件とせず冒用を規制する。

ア解説：誤り。保護水準と混同要件が異なる。

イ解説：正しい。両規定の最も重要な差異である。

ウ解説：誤り。登録の有無による区別ではない。

エ解説：誤り。一定の場合、1号・2号とも民事・刑事措置の対象となり得る。

総合解説：短答では「1号＝周知＋混同」「2号＝著名＋混同不要」を軸に整理するとよい。

出題基準：2026-09-05

Q097 周知表示・著名表示 | 基礎

- 著名表示冒用規制が、混同のない異業種での使用まで問題とし得る主な理由として最も適切なものはどれか。
- ア．著名表示を使用すると必ず商品の品質が低下するから。
 - イ．著名表示には必ず著作権が存在するから。
 - ウ．著名表示の顧客吸引力へのただ乗り、ブランドイメージの希釈化や汚染を防止するため。
 - エ．著名表示は全て国家所有だから。

答え・解説

正答：ウ．著名表示の顧客吸引力へのただ乗り、ブランドイメージの希釈化や汚染を防止するため。

ア解説：誤り。品質低下が法定要件ではない。

イ解説：誤り。著作物性の有無とは別に不競法2号が働く。

ウ解説：正しい。著名表示は混同がなくても不当利用や価値毀損の危険がある。

エ解説：誤り。そのような制度ではない。

総合解説：著名表示保護は出所混同防止を超え、強い識別力・顧客吸引力そのものを保護する側面を持つ。

出題基準：2026-09-05

Q098 周知表示・著名表示 | 標準

- 他人の周知表示と同じ語であっても、不正競争防止法19条の適用除外が問題となる典型例はどれか。
- ア．他人の著名表示を意図的に目立つ形で広告へ利用する場合。
 - イ．他人の周知表示を模倣して系列会社であると誤認させる場合。
 - ウ．他人の表示を不正の利益目的でドメイン登録し高額転売する場合。
 - エ．商品又は営業の普通名称や慣用表示を、普通に用いられる方法で使用する場合。

答え・解説

正答：エ．商品又は営業の普通名称や慣用表示を、普通に用いられる方法で使用する場合。

ア解説：誤り。普通名称等の通常使用とはいえない。

イ解説：誤り。周知表示と類似表示の使用によって営業主体の混同を生じさせる場面であり、1号の問題となる。

ウ解説：誤り。ドメイン名不正取得等が問題となる。

エ解説：正しい。19条は普通名称・慣用表示の通常使用を一定範囲で適用除外とする。

総合解説：表示保護は普通名称そのものの独占を認める趣旨ではないため、普通名称等の通常の使用には適用除外がある。

出題基準：2026-09-05

Q099

周知表示・著名表示 | 標準

Aはある表示が他人の周知表示となる前から、同一表示を不正の目的なく継続使用していた。Aの行為について最も適切な説明はどれか。

ア．一定の要件を満たせば、19条の先使用に関する適用除外が認められ得る。

イ．他人の表示が後に周知になれば、Aの先行使用は必ず遡って違法となる。

ウ．Aが先に使用していても、登録商標を持たなければ必ず刑事罰を受ける。

エ．先使用の適用除外は商品形態模倣にだけ認められる。

答え・解説

正答：ア．一定の要件を満たせば、19条の先使用に関する適用除外が認められ得る。

ア解説：正しい。周知性獲得前から不正目的なく使用していた者等について適用除外がある。

イ解説：誤り。先使用者保護の適用除外がある。

ウ解説：誤り。不競法の先使用除外と商標登録の有無は別問題。

エ解説：誤り。1号・2号の表示使用にも先使用に関する除外がある。

総合解説：周知・著名性獲得前からの善意の営業活動を保護するため、一定の先使用が適用除外とされる。

出題基準：2026-09-05

Q100

周知表示・著名表示 | 応用

他人のブランド表示について、不正競争防止法1号・2号と商標法との関係として最も適切なものはどれか。

ア．商標登録がある表示には不競法は一切適用されない。

イ．商標登録の有無とは別に、不競法の周知・著名表示の要件を満たせば保護され得る一方、登録商標であれば商標法上の権利も別途問題となり得る。

ウ．未登録表示には不競法上の保護は一切ない。

エ．不競法2号の保護を受けるには必ず商標登録が必要である。

答え・解説

正答：イ．商標登録の有無とは別に、不競法の周知・著名表示の要件を満たせば保護され得る一方、登録商標であれば商標法上の権利も別途問題となり得る。

ア解説：誤り。商標法と不正競争防止法は保護要件が異なり、事案によっては両法が併存して適用され得る。

イ解説：正しい。不競法と商標法は保護要件・効果が異なり、重畳適用の可能性がある。

ウ解説：誤り。周知・著名性等を満たせば未登録でも保護され得る。

エ解説：誤り。著名表示保護は登録を要件としない。

総合解説：不競法は登録主義ではない。ブランド保護では商標権と不競法上の表示保護が重層的に働く場合がある。

出題基準：2026-09-05

Q101

営業秘密・限定提供データ | 基礎

不正競争防止法2条6項の「営業秘密」に該当するための3要件として正しいものはどれか。

- ア．新規性、進歩性、産業上利用可能性
- イ．周知性、著名性、混同可能性
- ウ．秘密管理性、有用性、非公知性
- エ．限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性

答え・解説

正答：ウ．秘密管理性、有用性、非公知性

ア解説：誤り。特許要件であり営業秘密の定義ではない。

イ解説：誤り。商品等表示の保護に係る概念である。

ウ解説：正しい。営業秘密は秘密として管理され、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報で、公然と知られていないものをいう。

エ解説：誤り。限定提供データの3要件である。

総合解説：営業秘密の3要件は「秘密管理性・有用性・非公知性」。一つでも欠けば営業秘密としての法的保護に問題が生じる。

出題基準：2026-09-05

Q102

営業秘密・限定提供データ | 標準

顧客名簿が営業秘密として保護されるための「秘密管理性」に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．絶対に誰もアクセスできない状態でなければ秘密管理性は認められない。
- イ．口頭で秘密だと思っていただけで、全従業員に無制限公開していても必ず秘密管理性がある。
- ウ．特許庁への登録が秘密管理性の必須要件である。
- エ．従業員等から見て、その情報を会社が秘密として管理する意思を認識できる程度の管理措置が講じられていることが重要である。

答え・解説

正答：エ．従業員等から見て、その情報を会社が秘密として管理する意思を認識できる程度の管理措置が講じられていることが重要である。

ア解説：誤り。業務上必要な者がアクセスしていても、秘密として認識できる管理があれば足り得る。

イ解説：誤り。客観的に秘密管理意思を認識できる管理が必要。

ウ解説：誤り。営業秘密に登録制度はない。

エ解説：正しい。秘密表示やアクセス制限等を通じて秘密管理意思が客観的に認識できることが基本。

総合解説：秘密管理性は企業規模や情報の性質等も踏まえて判断されるが、秘密として扱う意思が従業員等に明確に示されていることが核心となる。

出題基準：2026-09-05

Q103

営業秘密・限定提供データ | 標準

研究開発で失敗した実験データについて、営業秘密の「有用性」の観点から最も適切な説明はどれか。

- ア．失敗データでも、同じ失敗を避けるなど事業活動に役立つ情報であれば有用性が認められ得る。
- イ．失敗情報には法律上絶対に有用性が認められない。
- ウ．有用性とはその情報が特許登録されていることをいう。
- エ．売上高を直接増加させる情報だけが有用である。

答え・解説

正答：ア．失敗データでも、同じ失敗を避けるなど事業活動に役立つ情報であれば有用性が認められ得る。

ア解説：正しい。有用性は現に成功して利益を生む情報だけに限定されない。

イ解説：誤り。ネガティブ情報にも有用性が認められ得る。

ウ解説：誤り。特許登録の有無とは別概念。

エ解説：誤り。事業活動に有用であれば足り、直接的売上増加だけに限定されない。

総合解説：有用性は、公序良俗に反する情報などを除外する役割も持ち、研究失敗データのようなネガティブ情報にも認められ得る。

出題基準：2026-09-05

Q104

営業秘密・限定提供データ | 基礎

A社だけが管理していた製造条件が、一般の刊行物や公開ウェブサイトから通常入手できず、取引先にも秘密保持契約の下で限定開示されている。この情報の非公知性について最も適切なものはどれか。

- ア．一人でも社外者に開示した時点で必ず公知になる。
- イ．秘密保持義務を負う者への限定開示だけで直ちに公知になるとは限らず、一般に入手できないなら非公知性が認められ得る。
- ウ．公開刊行物に詳細が掲載されていても非公知性は必ず認められる。
- エ．非公知性は営業秘密の要件ではない。

答え・解説

正答：イ．秘密保持義務を負う者への限定開示だけで直ちに公知になるとは限らず、一般に入手できないなら非公知性が認められ得る。

ア解説：誤り。秘密保持義務下の限定開示は直ちに公知化を意味しない。

イ解説：正しい。非公知性は保有者の管理下以外で一般に入手可能かどうかが重要。

ウ解説：誤り。一般に入手可能なら非公知性が失われ得る。

エ解説：誤り。2条6項の明文要件である。

総合解説：秘密保持契約等による限定開示と、公衆が自由にアクセスできる公知状態は区別する。

出題基準：2026-09-05

Q105

営業秘密・限定提供データ | 標準

競合会社の従業員が他社の秘密サーバーへ不正侵入し、営業秘密に該当する設計データを取得した場合の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．営業秘密は有体物でないため、不正取得は不競法の対象外である。
- イ．取得後に販売しなければ、不正取得そのものは適法である。
- ウ．窃取・詐欺等の不正な手段による営業秘密の取得として、不正競争に該当し得る。
- エ．営業秘密侵害は民事責任だけで、刑事責任が生じる余地はない。

答え・解説

正答：ウ．窃取・詐欺等の不正な手段による営業秘密の取得として、不正競争に該当し得る。
ア解説：誤り。情報の不正取得も規制対象。
イ解説：誤り。不正な手段による取得自体が不正競争となり得る。
ウ解説：正しい。2条1項4号は営業秘密不正取得行為及びその使用・開示を規制する。
エ解説：誤り。一定の営業秘密侵害には刑事罰もある。
総合解説：営業秘密規制は不正取得・使用・開示を段階的に規制し、第三者取得者の知情等も類型ごとに定める。
出題基準：2026-09-05

Q106

営業秘密・限定提供データ | 応用

不正競争防止法上の限定提供データの基本的な3要件として正しいものはどれか。

- ア．秘密管理性、有用性、非公知性
- イ．新規性、創作非容易性、先願性
- ウ．周知性、著名性、混同性
- エ．限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性

答え・解説

正答：エ．限定提供性、相当蓄積性、電磁的管理性
ア解説：誤り。秘密管理性・有用性・非公知性は営業秘密の三要件であり、限定提供データの要件ではない。
イ解説：誤り。意匠等の登録要件に関する概念。
ウ解説：誤り。商品等表示に関する概念。
エ解説：正しい。業として特定の者に提供する情報として、電磁的方法により相当量蓄積され、管理されている技術上又は営業上の情報が中心。
総合解説：限定提供データは企業間で共有・提供される価値あるデータを想定し、営業秘密とは異なる三要件で保護される。
出題基準：2026-09-05

Q107

営業秘密・限定提供データ | 基礎

限定提供データの定義に関する現行法の説明として正しいものはどれか。

- ア．限定提供データの定義からは「営業秘密」が除かれるが、秘密として管理されているだけで営業秘密の全要件を満たさないデータまで一律に除外されるわけではない。
- イ．秘密として管理されている情報は、営業秘密の要件を満たすか否かにかかわらず全て限定提供データから除外される。
- ウ．営業秘密と限定提供データは完全に同じ定義である。
- エ．限定提供データに営業秘密を重ねて二重適用することが法律上予定されている。

答え・解説

正答：ア．限定提供データの定義からは「営業秘密」が除かれるが、秘密として管理されているだけで営業秘密の全要件を満たさないデータまで一律に除外されるわけではない。

ア解説：正しい。令和5年改正で除外文言が「秘密として管理されているもの」から「営業秘密」に変更された。

イ解説：誤り。現行法は営業秘密を除外する構造。

ウ解説：誤り。要件・制度趣旨が異なる。

エ解説：誤り。定義上、営業秘密そのものは限定提供データから除外される。

総合解説：令和5年改正により、秘密管理されているが非公知性等を欠き営業秘密にならないデータの保護の隙間が縮小された。

出題基準：2026-09-05

Q108

営業秘密・限定提供データ | 標準

限定提供データについて、相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっているオープンデータと同一である場合の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア．オープンデータと同一でも、限定提供データとして常に排他的に保護される。
- イ．一定の場合、19条の適用除外により、そのデータの取得・使用・開示は限定提供データ規制の対象外となる。
- ウ．無料公開されているかどうかは法律上全く考慮されない。
- エ．オープンデータは必ず営業秘密となる。

答え・解説

正答：イ．一定の場合、19条の適用除外により、そのデータの取得・使用・開示は限定提供データ規制の対象外となる。

ア解説：誤り。19条に適用除外がある。

イ解説：正しい。誰でも無償利用できる情報と同一なら、限定提供データとして独占的に保護する必要性が乏しいため。

ウ解説：誤り。無償で公衆利用可能な同一情報は明文の適用除外対象。

エ解説：誤り。公然と利用可能なら通常は営業秘密の非公知性を欠く。

総合解説：限定提供データ制度は閉じたデータ取引を保護するもので、誰でも無償利用できる情報と同一のデータには適用除外がある。

出題基準：2026-09-05

Q109 営業秘密・限定提供データ | 標準

限定提供データの不正取得等について最も適切な説明はどれか。

ア．限定提供データの不正取得は常に10年以下の拘禁刑となる。

イ．限定提供データには民事救済も刑事救済も一切ない。

ウ．2条1項11号から16号に不正取得・使用・開示等が定められ、差止・損害賠償等の民事措置はあるが、これら限定提供データ行為自体には刑事罰は設けられていない。

エ．限定提供データは著作物である場合にしか保護されない。

答え・解説

正答：ウ．2条1項11号から16号に不正取得・使用・開示等が定められ、差止・損害賠償等の民事措置はあるが、これら限定提供データ行為自体には刑事罰は設けられていない。

ア解説：誤り。営業秘密侵害罪と混同している。

イ解説：誤り。民事上の不正競争として保護される。

ウ解説：正しい。経産省の現行整理では限定提供データは民事措置のみ。

エ解説：誤り。著作物性とは独立した不競法上のデータ保護制度。

総合解説：営業秘密は一定の侵害に刑事罰があるが、限定提供データは現行不競法上、民事措置を中心とする点を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q110 営業秘密・限定提供データ | 応用

A社が顧客企業だけに有料提供する大量の市場データをアクセス制御して管理している。その内容の大半は各所で公知だが、営業秘密の非公知性を満たさない一方、限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性を満たしている。この場合の評価として最も適切なものはどれか。

ア．非公知性を欠く以上、不競法ではどの制度によっても保護される余地がない。

イ．有料提供されている情報は必ず営業秘密である。

ウ．限定提供データは紙媒体で管理された一件のメモだけを典型的対象とする。

エ．営業秘密に該当しなくても、他の要件を満たせば限定提供データとして保護される可能性がある。

答え・解説

正答：エ．営業秘密に該当しなくても、他の要件を満たせば限定提供データとして保護される可能性がある。

ア解説：誤り。限定提供データは非公知性を要件としない。

イ解説：誤り。営業秘密には秘密管理性・有用性・非公知性が必要。

ウ解説：誤り。電磁的方法による相当量蓄積・管理が要件。

エ解説：正しい。現行法は営業秘密ではないが限定提供データ要件を満たす価値あるデータの保護を予定する。

総合解説：データ保護では、秘密管理性・非公知性を中心とする営業秘密と、限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性を中心とする限定提供データを使い分ける。

出題基準：2026-09-05

Q111 商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 基礎

不正競争防止法上、他人の商品形態を「模倣する」といえるための基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．他人の商品の形態に依拠し、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと。
- イ．他人の商品を知らず独自に創作しても、外観が偶然似ていれば必ず模倣となる。
- ウ．色が一色同じなら、全体形態が異なっても必ず模倣となる。
- エ．商品の広告文を引用することだけをいう。

答え・解説

正答：ア．他人の商品の形態に依拠し、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと。

ア解説：正しい。2条5項及び経産省逐条解説は、依拠性と実質的同一性を基本要素として説明する。

イ解説：誤り。依拠性が必要であり、独自創作なら実質的同一でも直ちに模倣とはならない。

ウ解説：誤り。商品の形態全体を踏まえた実質的同一性が問題となる。

エ解説：誤り。商品形態の模倣とは別の利用形態である。

総合解説：商品形態模倣では「依拠したか」と「形態が実質的に同一か」を分けて判断する。

出題基準：2026-09-05

Q112 商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 標準

2条1項3号の商品形態模倣規制について正しいものはどれか。

- ア．機能確保に不可欠な形態ほど強く保護され、永久に独占できる。
- イ．商品の機能を確保するために不可欠な形態は、同号の保護対象となる商品形態から除外される。
- ウ．機能形態の除外は商標法だけに存在し、不競法にはない。
- エ．不可欠形態かどうかに関係なく、形が同じなら必ず3号となる。

答え・解説

正答：イ．商品の機能を確保するために不可欠な形態は、同号の保護対象となる商品形態から除外される。

ア解説：誤り。3号は不可欠形態を除外する。

イ解説：正しい。技術的機能上不可避な形態まで独占させることを避ける趣旨で明文除外されている。

ウ解説：誤り。不競法2条1項3号に明文がある。

エ解説：誤り。保護対象形態からの除外を先に検討する。

総合解説：短期の模倣防止制度が技術的機能そのものの独占に転化しないよう、不可欠形態は除外される。

出題基準：2026-09-05

Q113

商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 標準

令和5年改正後の商品形態模倣規制について最も適切な説明はどれか。

ア．商品形態模倣は実店舗での有体物販売だけにしか適用されない。

イ．デジタル商品は「商品」の概念から法律上すべて排除される。

ウ．模倣商品の電気通信回線を通じた提供も規制対象に加わり、デジタル空間での商品形態模倣にも対応している。

エ．改正により商品形態模倣規制そのものが廃止された。

答え・解説

正答：ウ．模倣商品の電気通信回線を通じた提供も規制対象に加わり、デジタル空間での商品形態模倣にも対応している。

ア解説：誤り。デジタル空間での提供も対象となり得る。

イ解説：誤り。令和5年改正はデジタル空間の模倣行為への対応を明確化した。

ウ解説：正しい。2024年4月1日施行改正で3号に電気通信回線を通じて提供する行為が追加された。

エ解説：誤り。むしろ対象行為が拡張された。

総合解説：メタバース等のデジタル空間を含む新たな取引形態に対応するため、提供行為の範囲が拡張された。

出題基準：2026-09-05

Q114

商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 基礎

日本国内で最初に販売された日から3年を経過した商品について、その形態を模倣した商品を提供する行為の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．3年経過すると全ての知的財産法による保護も自動的に消滅する。

イ．3年経過後に初めて3号の保護が開始する。

ウ．3年という期間は営業秘密の差止時効だけに限り、商品形態には無関係である。

エ．2条1項3号については19条の適用除外があり、3年経過後は同号による形態模倣規制の対象外となる。

答え・解説

正答：エ．2条1項3号については19条の適用除外があり、3年経過後は同号による形態模倣規制の対象外となる。

ア解説：誤り。意匠権・著作権・商品等表示保護等は別途検討が必要。

イ解説：誤り。商品形態模倣3号は販売開始後の一定期間を保護する制度であり、3年経過後に保護が始まるわけではない。

ウ解説：誤り。19条に商品形態模倣の3年適用除外がある。

エ解説：正しい。投資回収期間を考慮した3年間の短期保護である。

総合解説：3号の3年経過はあくまで形態模倣規制の適用除外であり、他の法的保護可能性まで否定するものではない。

出題基準：2026-09-05

Q115 商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 標準

模倣商品を仕入れた販売店Aが、仕入れ時にその商品が他人の商品形態を模倣したものであることを知らず、かつ知らないことに重大な過失もなかった。この場合の3号の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．一定の要件の下で19条の適用除外が認められ、Aによる譲渡等は3号の規制対象外となり得る。

イ．模倣品である以上、Aの認識に関係なく必ず3号責任を負う。

ウ．Aが販売店なら法律上必ず重大な過失があるものとみなされる。

エ．善意取得者の適用除外は営業秘密にしか存在しない。

答え・解説

正答：ア．一定の要件の下で19条の適用除外が認められ、Aによる譲渡等は3号の規制対象外となり得る。

ア解説：正しい。善意かつ重過失のない譲受人を保護する適用除外がある。

イ解説：誤り。善意・無重過失の譲受人には適用除外がある。

ウ解説：誤り。そのような一律推定はない。

エ解説：誤り。商品形態模倣にも19条の除外がある。

総合解説：流通業者の取引安全のため、取得時に模倣品だと知らず重過失もない者には一定の適用除外が設けられている。

出題基準：2026-09-05

Q116 商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 応用

2条1項19号のドメイン名に係る不正競争について必要となる主観的要件として正しいものはどれか。

ア．過失があることだけで足りる。

イ．不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的。

ウ．著作物を創作する目的。

エ．特許出願をする目的。

答え・解説

正答：イ．不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的。

ア解説：誤り。19号は特定の目的要件を要求する。

イ解説：正しい。いわゆる図利加害目的が要求される。

ウ解説：誤り。ドメイン名規制の要件ではない。

エ解説：誤り。著作物の創作や特許出願の目的は、ドメイン名不正取得等の主観的要件とは関係しない。

総合解説：高額転売目的や顧客吸引力の不当利用、相手の信用を害する目的などが典型例として挙げられる。

出題基準：2026-09-05

Q117

商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 基礎

2条1項19号の保護対象となる「特定商品等表示」について最も適切な説明はどれか。

ア．全国的に著名な登録商標だけが対象となる。

イ．商品形態だけが対象で、名称や商号は含まれない。

ウ．周知性又は著名性は19号の要件ではなく、他人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品・役務表示が対象となり得る。

エ．外国語の表示は法律上必ず対象外である。

答え・解説

正答：ウ．周知性又は著名性は19号の要件ではなく、他人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品・役務表示が対象となり得る。

ア解説：誤り。周知性・著名性や登録は必須要件ではない。

イ解説：誤り。氏名・商号・商標・標章等が含まれる。

ウ解説：正しい。ドメイン登録が先着順であること等を踏まえ、周知・著名になる前の妨害も防ぐ趣旨。

エ解説：誤り。言語だけで一律除外されない。

総合解説：19号では表示の知名度よりも、他人の特定商品等表示と同一・類似ドメインを図利加害目的で取得・保有・使用する点を中心。

出題基準：2026-09-05

Q118

商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 標準

2条1項19号のドメイン名不正取得等について最も適切な説明はどれか。

ア．19号違反は必ず10年以下の拘禁刑となる。

イ．19号には差止請求も損害賠償もない。

ウ．ドメイン名は不競法上全く扱われない。

エ．同号自体は不競法上、民事措置の対象であり、同号のみを根拠とする刑事罰は設けられていない。

答え・解説

正答：エ．同号自体は不競法上、民事措置の対象であり、同号のみを根拠とする刑事罰は設けられていない。

ア解説：誤り。営業秘密侵害罪等と混同している。

イ解説：誤り。ドメイン名不正取得等是不正競争防止法上の民事措置の対象で、差止めや損害賠償が問題となり得る。

ウ解説：誤り。19号に明文規定がある。

エ解説：正しい。経産省の現行整理ではドメイン名不正取得等は民事措置のみ。

総合解説：ただし、同じドメイン使用行為が周知表示混同惹起等の別類型にも該当する場合は、別途刑事規定の適用可能性を検討する。

出題基準：2026-09-05

Q119

商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 標準

不正競争防止法2条1項17号・18号が規制する行為の典型例として最も適切なものはどれか。

ア．有料放送の暗号を無効化するプログラムや、海賊版ゲームを実行可能にする装置・不正シリアルコード等を提供する行為。

イ．通常のテレビ受信機を正規価格で販売する行為。

ウ．著作権者の許諾を得て正規ゲームソフトを販売する行為。

エ．秘密管理された顧客名簿を閲覧するだけの行為。

答え・解説

正答：ア．有料放送の暗号を無効化するプログラムや、海賊版ゲームを実行可能にする装置・不正シリアルコード等を提供する行為。

ア解説：正しい。技術的制限手段の効果を妨げる装置、プログラム、指令符号、役務等の提供が規制対象となる。

イ解説：誤り。技術的制限手段を無効化する機能を提供するものではない。

ウ解説：誤り。技術的制限手段への不正行為ではない。

エ解説：誤り。営業秘密規制の問題であり17号・18号の典型ではない。

総合解説：規制対象は物理装置だけでなく、プログラム、指令符号、電気通信回線での提供、代理改造役務等にも及ぶ。

出題基準：2026-09-05

Q120

商品形態模倣・ドメイン・技術的制限手段 | 応用

技術的制限手段に対する不正行為を定める17号・18号の関係として最も適切なものはどれか。

ア．17号と18号は条文上全く同一で、区別はない。

イ．18号は、他人が特定の者以外の者に影像の視聴等をさせないために用いる技術的制限手段に係る規定で、17号は18号に規定する場合以外の技術的制限手段に係る規定である。

ウ．18号は商品形態模倣、17号は周知表示だけを規定する。

エ．17号・18号は刑事措置の対象にならず、民事だけである。

答え・解説

正答：イ．18号は、他人が特定の者以外の者に影像の視聴等をさせないために用いる技術的制限手段に係る規定で、17号は18号に規定する場合以外の技術的制限手段に係る規定である。

ア解説：誤り。対象となる技術的制限手段の場面に違いがある。

イ解説：正しい。経産省テキストは両号をこのように整理している。

ウ解説：誤り。いずれも技術的制限手段に関する規定。

エ解説：誤り。一定の行為は民事・刑事双方の対象となる。

総合解説：細部の条文構造を問う問題では、18号がアクセスコントロール型の特定場面、17号がそれ以外の技術的制限手段に対応する整理を押さえる。

出題基準：2026-09-05

Q121 差止・損害賠償・信用回復 | 基礎

- 不正競争防止法3条1項の差止請求について最も適切なものはどれか。
- ア．現実の損害が確定した後でなければ差止請求できない。
 - イ．差止請求は刑事裁判で検察官だけが行える。
 - ウ．不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、侵害の停止又は予防を請求できる。
 - エ．不正競争防止法には差止制度がない。

答え・解説

正答：ウ．不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、侵害の停止又は予防を請求できる。

ア解説：誤り。侵害のおそれがある段階でも予防請求が可能。

イ解説：誤り。被害者による民事上の請求である。

ウ解説：正しい。3条1項は現在の侵害停止だけでなく、侵害のおそれに対する予防も認める。

エ解説：誤り。3条に明文で定められている。

総合解説：差止めは営業上の利益への侵害を止め、又は予防するための中心的な民事救済である。

出題基準：2026-09-05

Q122 差止・損害賠償・信用回復 | 標準

- 不正競争による差止請求と行為者の故意・過失との関係として正しいものはどれか。
- ア．故意がなければ差止めは絶対に認められない。
 - イ．重大な過失がある場合だけ差止請求できる。
 - ウ．刑事罰が確定した場合だけ差止請求できる。
 - エ．差止請求では、原則として行為者の故意又は過失は要件とされない。

答え・解説

正答：エ．差止請求では、原則として行為者の故意又は過失は要件とされない。

ア解説：誤り。故意は差止請求の要件ではない。

イ解説：誤り。過失の程度を差止要件とする規定ではない。

ウ解説：誤り。民事差止めは刑事手続とは独立して検討される。

エ解説：正しい。3条は営業上の利益の侵害又は侵害のおそれを中心要件とし、4条の損害賠償と異なり故意・過失を要求していない。

総合解説：「差止め＝故意過失不要」「損害賠償＝故意過失必要」という対比は重要である。

出題基準：2026-09-05

Q123

差止・損害賠償・信用回復 | 標準

不正競争防止法3条2項に基づき、差止請求とともに求め得る措置として最も適切なものはどれか。

ア．侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に供した設備の除却その他侵害の停止又は予防に必要な行為。

イ．侵害者の全財産の当然没収。

ウ．侵害者の会社を必ず解散させること。

エ．被害者の特許期間を自動的に延長すること。

答え・解説

正答：ア．侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に供した設備の除却その他侵害の停止又は予防に必要な行為。

ア解説：正しい。3条2項は差止めを実効化するための廃棄・除却等を認める。

イ解説：誤り。民事差止めの付随措置として無制限な財産没収を認める規定ではない。

ウ解説：誤り。3条2項の必要措置を超える。

エ解説：誤り。不競法の差止措置とは無関係。

総合解説：差止めは行為停止だけでなく、侵害物の廃棄や設備の除却等により再発を防ぐことができる。

出題基準：2026-09-05

Q124

差止・損害賠償・信用回復 | 基礎

不正競争防止法4条による損害賠償請求について最も適切なものはどれか。

ア．差止めと同様、故意・過失は法律上絶対に不要である。

イ．故意又は過失により不正競争を行い、他人の営業上の利益を侵害して損害を生じさせた者は、その損害を賠償する責任を負う。

ウ．不正競争による損害は金銭賠償の対象にならない。

エ．損害賠償は刑事罰を受けた者にだけ請求できる。

答え・解説

正答：イ．故意又は過失により不正競争を行い、他人の営業上の利益を侵害して損害を生じさせた者は、その損害を賠償する責任を負う。

ア解説：誤り。損害賠償では故意・過失が必要。

イ解説：正しい。4条は故意・過失を要件とする損害賠償責任を定める。

ウ解説：誤り。4条に損害賠償請求権がある。

エ解説：誤り。民事責任と刑事責任は別個に判断される。

総合解説：損害賠償では違法な不正競争行為に加えて、故意・過失、損害、因果関係等が問題となる。

出題基準：2026-09-05

Q125

差止・損害賠償・信用回復 | 標準

不正競争防止法5条2項の損害額推定について正しいものはどれか。

ア．侵害者の売上高全額が反証不能に損害額として確定する。

イ．5条2項は営業秘密侵害だけにしか適用されない。

ウ．侵害者が不正競争によって受けた利益の額を、被害者が受けた損害の額と推定することができる。

エ．侵害者が利益を得ていれば被害者の営業上の利益侵害を一切検討しなくてよい。

答え・解説

正答：ウ．侵害者が不正競争によって受けた利益の額を、被害者が受けた損害の額と推定することができる。

ア解説：誤り。利益額を損害額と推定する規定で、反証可能な推定である。

イ解説：誤り。経産省テキストでは全ての不正競争が対象と整理される。

ウ解説：正しい。損害額立証の困難を軽減するための推定規定である。

エ解説：誤り。請求の前提となる不正競争・営業上の利益侵害等は必要。

総合解説：不正競争による損害は立証が難しいため、侵害者利益を利用した推定規定が設けられている。

出題基準：2026-09-05

Q126

差止・損害賠償・信用回復 | 応用

令和5年改正後の不正競争防止法5条1項に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア．被侵害者の販売能力を超える数量は、どのような場合も損害算定から完全に無視しなければならない。

イ．改正により損害賠償制度そのものが廃止された。

ウ．改正は刑事罰だけに係し、民事損害額には変更がない。

エ．一定の不正競争について、被侵害者の販売等能力を超える侵害数量等についても、使用許諾料相当額を組み合わせることで損害として請求し得る仕組みが整備された。

答え・解説

正答：エ．一定の不正競争について、被侵害者の販売等能力を超える侵害数量等についても、使用許諾料相当額を組み合わせることで損害として請求し得る仕組みが整備された。

ア解説：誤り。改正後は一定範囲で使用許諾料相当額を加算できる。

イ解説：誤り。逆に損害算定規定が拡充された。

ウ解説：誤り。民事損害算定規定も改正対象。

エ解説：正しい。令和5年改正で、能力超過分等についてライセンス料相当額を加算できる枠組みが拡充された。

総合解説：被侵害者の生産・販売能力だけでは捉えきれない侵害規模について、ライセンス料相当額を組み合わせることにより適切な損害回復を図る。

出題基準：2026-09-05

Q127

差止・損害賠償・信用回復 | 基礎

不正競争防止法5条の使用許諾料相当額に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア．一定の不正競争では、権利者が受けるべき使用許諾料に相当する額を損害額として請求でき、その額は損害の最低限として機能する場合がある。

イ．使用許諾料相当額は刑事罰の罰金額を決めるために用いる。

ウ．実際に過去ライセンス契約が一件もなければ、法律上絶対に使用許諾料相当額を認定できない。

エ．使用許諾料相当額を請求すると差止請求権は当然に消滅する。

答え・解説

正答：ア．一定の不正競争では、権利者が受けるべき使用許諾料に相当する額を損害額として請求でき、その額は損害の最低限として機能する場合がある。

ア解説：正しい。5条3項・5項等は使用許諾料相当額による損害算定を定める。

イ解説：誤り。使用許諾料相当額は不正競争による損害を算定する民事上の制度であり、刑事罰の罰金算定制度ではない。

ウ解説：誤り。仮に許諾するとした場合の事情等を考慮して認定することができる。

エ解説：誤り。両救済は別個に検討される。

総合解説：不正競争がなければ得られたであろうライセンス対価を基準に損害を評価する仕組みである。

出題基準：2026-09-05

Q128

差止・損害賠償・信用回復 | 標準

営業秘密侵害の民事訴訟で、証拠提出により秘密がさらに漏えいする危険へ対応する制度として最も適切なものはどれか。

ア．営業秘密事件では証拠提出が法律上全面禁止される。

イ．書類提出命令、秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、一定の場合の非公開審理などが整備されている。

ウ．営業秘密事件は常に公開法廷で秘密内容を全文朗読しなければならない。

エ．秘密保持命令は刑事裁判にしか存在しない。

答え・解説

正答：イ．書類提出命令、秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、一定の場合の非公開審理などが整備されている。

ア解説：誤り。証拠提出制度を設けつつ秘密を守る仕組みがある。

イ解説：正しい。営業秘密の立証と秘密保護を両立させるための訴訟特例がある。

ウ解説：誤り。秘密保持命令や非公開審理等がある。

エ解説：誤り。民事訴訟上の秘密保持命令制度がある。

総合解説：営業秘密事件では秘密情報を訴訟で開示する必要と、追加漏えいを防ぐ必要を調整する制度が重要。

出題基準：2026-09-05

Q129

差止・損害賠償・信用回復 | 標準

不正競争防止法14条の信用回復措置について正しいものはどれか。

ア．信用回復措置は故意・過失を一切問わない。

イ．信用回復措置は損害賠償と絶対に併用できない。

ウ．故意又は過失による不正競争で他人の営業上の信用を害した者に対し、裁判所は損害賠償に代え、又は併せて信用回復に必要な措置を命じることができる。

エ．信用回復措置は商標登録を取り消すことだけを意味する。

答え・解説

正答：ウ．故意又は過失による不正競争で他人の営業上の信用を害した者に対し、裁判所は損害賠償に代え、又は併せて信用回復に必要な措置を命じることができる。

ア解説：誤り。14条は故意又は過失を要件とする。

イ解説：誤り。損害賠償に代え又は損害賠償とともに命じることができる。

ウ解説：正しい。14条は信用毀損という非財産的・営業的損害への回復措置を定める。

エ解説：誤り。謝罪広告等を含め、信用回復に必要な措置が問題となる。

総合解説：経済的損害の金銭賠償だけでは営業上の信用を回復できない場合に備えた救済制度である。

出題基準：2026-09-05

Q130

差止・損害賠償・信用回復 | 応用

営業秘密又は限定提供データの不正使用行為に対する差止請求権の消滅時効について最も適切なものはどれか。

ア．知った時から1年、行為開始から5年で消滅する。

イ．営業秘密には時効があるが、限定提供データには一切準用されない。

ウ．20年経過しても差止請求権は永久に存続する。

エ．継続行為について、保有者が侵害事実及び行為者を知った時から3年間行使しない場合、又は行為開始から20年を経過した場合に時効消滅する。

答え・解説

正答：エ．継続行為について、保有者が侵害事実及び行為者を知った時から3年間行使しない場合、又は行為開始から20年を経過した場合に時効消滅する。

ア解説：誤り。営業秘密・限定提供データの不正使用差止めについて、現行法は知った時から3年・行為開始から20年を定める。

イ解説：誤り。15条2項が限定提供データに準用する。

ウ解説：誤り。行為開始から20年の時効も明記される。

エ解説：正しい。15条は営業秘密にこの期間を定め、限定提供データにも準用する。

総合解説：3年は主観的起算、20年は客観的起算という二本立てで、限定提供データにも準用される。

出題基準：2026-09-05

Q131

刑事罰・国外行為・適用関係 | 基礎

経済産業省の現行整理上、不正競争類型のうち民事措置に加えて刑事措置も設けられているものの組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．周知表示混同惹起、著名表示冒用、商品形態模倣、営業秘密侵害、技術的制限手段無効化装置等の提供、誤認惹起表示。

イ．限定提供データ、ドメイン名不正取得、信用毀損だけ。

ウ．全ての不正競争類型に必ず同一の刑事罰がある。

エ．不正競争防止法には刑事罰が一切ない。

答え・解説

正答：ア．周知表示混同惹起、著名表示冒用、商品形態模倣、営業秘密侵害、技術的制限手段無効化装置等の提供、誤認惹起表示。

ア解説：正しい。これらの一定行為には刑事規定が置かれている。

イ解説：誤り。これらは同法上、原則として民事措置のみの類型。

ウ解説：誤り。類型によって刑事規定の有無・刑が異なる。

エ解説：誤り。21条以下に罰則がある。

総合解説：刑事責任は不正競争であれば自動的に生じるのではなく、21条の構成要件に該当する一定の行為に限られる。

出題基準：2026-09-05

Q132

刑事罰・国外行為・適用関係 | 標準

不正競争防止法上、原則として民事措置のみと整理される類型の組合せとして正しいものはどれか。

ア．営業秘密侵害、商品形態模倣、技術的制限手段無効化だけ。

イ．限定提供データの不正取得等、ドメイン名の不正取得等、信用毀損行為、代理人等の商標冒用行為。

ウ．周知表示混同惹起と著名表示冒用だけ。

エ．外国公務員贈賄だけ。

答え・解説

正答：イ．限定提供データの不正取得等、ドメイン名の不正取得等、信用毀損行為、代理人等の商標冒用行為。

ア解説：誤り。これらの一定行為には刑事規定がある。

イ解説：正しい。経産省の現行概要ではこれらは民事措置のみと整理される。

ウ解説：誤り。これらも一定の場合に刑事措置がある。

エ解説：誤り。これは国際約束に基づく禁止行為として刑事措置の対象。

総合解説：民事上「不正競争」に該当することと、刑事罰の対象になることは区別する必要がある。

出題基準：2026-09-05

Q133

刑事罰・国外行為・適用関係 | 標準

2026年9月5日時点で、周知表示混同惹起、著名表示冒用、商品形態模倣、技術的制限手段、誤認惹起表示などの一定の刑事対象行為に関する代表的な法定刑として最も適切なものはどれか。

- ア．20年以下の拘禁刑のみ。
- イ．罰金はなく、1年以下の拘禁刑だけ。
- ウ．5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はその併科。
- エ．行政指導だけで刑罰はない。

答え・解説

正答：ウ．5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はその併科。
ア解説：誤り。現行法の代表的法定刑と異なる。
イ解説：誤り。500万円以下の罰金との選択・併科がある。
ウ解説：正しい。経産省の現行概要で「その他」の代表的刑罰として整理される。
エ解説：誤り。一定の類型には刑事罰がある。
総合解説：刑事罰は各号の構成要件・目的要件を満たすことが前提で、単純な民事不正競争成立と同義ではない。
出題基準：2026-09-05

Q134

刑事罰・国外行為・適用関係 | 基礎

営業秘密侵害罪の基本的な法定刑として最も適切なものはどれか。

- ア．5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金だけ。
- イ．3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金。
- ウ．営業秘密侵害には刑事罰がない。
- エ．10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金、又はその併科。

答え・解説

正答：エ．10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金、又はその併科。
ア解説：誤り。これはその他の一定不正競争の代表的刑。
イ解説：誤り。営業秘密侵害罪の基本刑は10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金等であり、記載の刑とは異なる。
ウ解説：誤り。21条に営業秘密侵害罪がある。
エ解説：正しい。営業秘密侵害は一般の不正競争より重い刑罰が設けられている。
総合解説：技術情報の国外流出等の危険性から営業秘密侵害には重い刑事罰が設けられている。
出題基準：2026-09-05

Q135 刑事罰・国外行為・適用関係 | 標準

営業秘密を日本国外で使用する目的で不正取得するなど、法が定める海外使用等の加重類型の法定刑として最も適切なものはどれか。

ア．10年以下の拘禁刑若しくは3000万円以下の罰金、又はその併科。

イ．国外で行われれば日本法は絶対に適用されない。

ウ．国外使用目的なら刑罰は軽くなり、100万円以下の罰金だけとなる。

エ．拘禁刑はなく、没収だけが可能である。

答え・解説

正答：ア．10年以下の拘禁刑若しくは3000万円以下の罰金、又はその併科。

ア解説：正しい。国外使用等の一定営業秘密侵害は罰金上限が3000万円に加重される。

イ解説：誤り。営業秘密侵害には国外行為を対象とする特則がある。

ウ解説：誤り。国外使用目的等の一定営業秘密侵害については、通常より高い罰金上限を設ける加重規定がある。

エ解説：誤り。拘禁刑・罰金の刑罰が定められる。

総合解説：海外への技術流出を抑止するため、国外使用目的・国外使用等の一定類型には加重された刑事罰が置かれる。

出題基準：2026-09-05

Q136 刑事罰・国外行為・適用関係 | 応用

法人の業務に関して一定の営業秘密侵害罪が行われた場合の法人に対する罰金について、現行制度の説明として最も適切なものはどれか。

ア．法人には一切刑事罰を科すことができない。

イ．一定の営業秘密侵害について5億円以下、海外使用等の加重類型では10億円以下の法人罰が設けられている。

ウ．法人罰は全て一律500万円以下である。

エ．法人が処罰されると行為者個人は必ず免責される。

答え・解説

正答：イ．一定の営業秘密侵害について5億円以下、海外使用等の加重類型では10億円以下の法人罰が設けられている。

ア解説：誤り。一定の営業秘密侵害については行為者個人だけでなく、法人にも高額な罰金を科す両罰規定がある。

イ解説：正しい。22条は自然人に加えて法人にも高額な両罰規定を置く。

ウ解説：誤り。営業秘密侵害ではより高額。

エ解説：誤り。両罰規定は法人与行為者の双方を処罰し得る。

総合解説：営業秘密侵害では個人だけでなく法人に対しても強い経済的制裁が設けられている。

出題基準：2026-09-05

Q137

刑事罰・国外行為・適用関係 | 基礎

営業秘密侵害等の特別類型を除く、一定の不正競争について法人両罰の代表的な罰金上限として最も適切なものはどれか。

- ア．30万円以下の罰金。
- イ．法人には常に拘禁刑だけを科す。
- ウ．3億円以下の罰金。
- エ．一律10億円以下。

答え・解説

正答：ウ．3億円以下の罰金。

ア解説：誤り。現行の法人罰上限と大きく異なる。

イ解説：誤り。法人には拘禁刑を科すことはできず、罰金刑が中心。

ウ解説：正しい。経産省概要では「その他」の法人両罰を3億円以下と整理している。

エ解説：誤り。10億円は海外使用等の一定営業秘密侵害や外国公務員贈賄等の特別類型に関係する。

総合解説：自然人の法定刑と法人両罰の上限額を混同しないことが重要である。

出題基準：2026-09-05

Q138

刑事罰・国外行為・適用関係 | 標準

営業秘密侵害罪によって得た不当な利益に対する刑事上の措置について最も適切なものはどれか。

- ア．不当利益は犯罪収益であっても法律上絶対に没収できない。
- イ．没収は著作権法にしか存在せず、不競法にはない。
- ウ．没収されると差止請求や損害賠償は法律上必ず禁止される。
- エ．一定の営業秘密侵害行為による不当利益等について没収・追徴に関する規定が設けられている。

答え・解説

正答：エ．一定の営業秘密侵害行為による不当利益等について没収・追徴に関する規定が設けられている。

ア解説：誤り。一定の営業秘密侵害により得た不当利益等については、現行法に没収・追徴に関する規定が設けられている。

イ解説：誤り。不競法にも営業秘密侵害に関する没収規定がある。

ウ解説：誤り。刑事没収と民事救済は別の制度。

エ解説：正しい。営業秘密侵害の経済的誘因を除去するため、刑事上の没収制度が整備されている。

総合解説：刑事罰に加えて不当収益を剥奪することで、営業秘密侵害の経済的メリットを抑止する。

出題基準：2026-09-05

Q139 刑事罰・国外行為・適用関係 | 標準

日本国内で事業を行う営業秘密保有者の、日本国内で管理されている営業秘密が国外で不正取得等された場合の日本の裁判管轄について最も適切なものはどれか。

ア．19条の2の要件を満たす一定の営業秘密侵害について、日本の裁判所に訴えを提起できる。ただし秘密が専ら国外事業に用いられる場合は例外がある。

イ．侵害行為が国外なら、日本の裁判所は常に管轄権を持たない。

ウ．日本国内で管理されているかどうかは全く関係しない。

エ．この規定は限定提供データの全ての国外侵害にも当然に同じ文言で適用される。

答え・解説

正答：ア．19条の2の要件を満たす一定の営業秘密侵害について、日本の裁判所に訴えを提起できる。ただし秘密が専ら国外事業に用いられる場合は例外がある。

ア解説：正しい。令和5年改正で国際的営業秘密侵害の裁判管轄が明確化された。

イ解説：誤り。19条の2が一定の場合の日本裁判所の管轄を明確化する。

ウ解説：誤り。日本国内で管理されている営業秘密であることは、19条の2による国際裁判管轄特則の重要な要件の一つである。

エ解説：誤り。19条の2は特定の営業秘密侵害類型を対象とする。

総合解説：海外流出事件で被害企業が日本で訴訟を行えるかの予測可能性を高めるための国際裁判管轄特則である。

出題基準：2026-09-05

Q140 刑事罰・国外行為・適用関係 | 応用

不正競争防止法19条の3について最も適切な説明はどれか。

ア．不競法は日本国外の行為に絶対に適用されない。

イ．日本国内で事業を行う保有者の日本国内で管理される営業秘密について、一定の国外不正競争にも不競法を適用する旨を定める。ただし専ら国外事業に用いられる秘密には例外がある。

ウ．19条の3は周知表示の全国的周知性を定める規定である。

エ．19条の3は著作権の保護期間を定める。

答え・解説

正答：イ．日本国内で事業を行う保有者の日本国内で管理される営業秘密について、一定の国外不正競争にも不競法を適用する旨を定める。ただし専ら国外事業に用いられる秘密には例外がある。

ア解説：誤り。19条の3に明文の国外適用特則がある。

イ解説：正しい。令和5年改正で国際的営業秘密侵害への不競法適用範囲が明確化された。

ウ解説：誤り。営業秘密の国際的侵害に関する適用範囲の規定。

エ解説：誤り。19条の3は不正競争防止法上の営業秘密の国外侵害への適用範囲を定める規定で、著作権の保護期間とは関係しない。

総合解説：19条の2は裁判管轄、19条の3は不競法自体の適用範囲という役割の違いを理解する。

出題基準：2026-09-05

Q141 著作権法・不競法の事例横断 | 基礎

企業Aの創作性のあるロゴが、需要者の間で広く認識され商品等表示としても機能している。競合Bがそのロゴを無断複製し、自己の商品表示として使用して混同を生じさせた場合の評価として最も適切なものはどれか。

ア．不競法が適用される場合、著作権法は必ず排除される。

イ．著作物である表示は不競法の商品等表示には絶対にならない。

ウ．ロゴの創作的表現について著作権侵害が問題となるとともに、周知表示混同惹起行為として不正競争防止法も問題となり得る。

エ．商標登録がない限り、著作権法も不競法も一切適用されない。

答え・解説

正答：ウ．ロゴの創作的表現について著作権侵害が問題となるとともに、周知表示混同惹起行為として不正競争防止法も問題となり得る。

ア解説：誤り。両法は排他的な関係ではなく、要件を満たせば双方が問題となり得る。

イ解説：誤り。創作物が出所表示機能も持てば商品等表示となり得る。

ウ解説：正しい。著作権法と不競法は保護目的・要件が異なるため、同一行為に重畳的に適用されることがある。

エ解説：誤り。両法とも商標登録を必須要件としていない。

総合解説：ロゴ・キャラクター等は、創作的表現としての著作権保護と、営業上の表示としての不競法保護が重なる場合がある。

出題基準：2026-09-05

Q142 著作権法・不競法の事例横断 | 標準

A社が独自に開発した特徴的な商品デザインをB社が依拠して実質的に同一に模倣し、発売直後に販売した。そのデザインに美術の著作物性も認められる場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．意匠登録がなければ不競法も著作権法も一切適用されない。

イ．不競法3号が成立すれば、著作物性は法律上当然に否定される。

ウ．著作権法は商品のデザインに関係する余地がない。

エ．不競法2条1項3号の商品形態模倣と、著作権法上の複製・翻案等の双方が問題となり得る。

答え・解説

正答：エ．不競法2条1項3号の商品形態模倣と、著作権法上の複製・翻案等の双方が問題となり得る。

ア解説：誤り。不競法3号・著作権はいずれも登録を権利発生要件としない。

イ解説：誤り。両制度の要件は独立して判断される。

ウ解説：誤り。創作的表現として著作物性が認められる場合はあり得る。

エ解説：正しい。商品形態の短期的投資保護と、創作的表現の著作権保護は別制度であり併存し得る。

総合解説：商品デザインでは意匠法に加え、不競法の商品形態模倣や著作権法が重なる可能性がある。

出題基準：2026-09-05

Q143

著作権法・不競法の事例横断 | 標準

商品が日本国内で最初に販売されてから3年を経過した後、その形態を模倣する行為について最も適切な説明はどれか。

ア．不競法2条1項3号は19条の適用除外となるが、その形態が著作物である場合の著作権や、周知商品等表示となっている場合の不競法1号などは別途検討が必要である。

イ．3年経過すると著作権も自動的に消滅する。

ウ．3年経過すると商標権も当然に消滅する。

エ．3年経過後は、どのような模倣行為でも民法を含め一切違法になり得ない。

答え・解説

正答：ア．不競法2条1項3号は19条の適用除外となるが、その形態が著作物である場合の著作権や、周知商品等表示となっている場合の不競法1号などは別途検討が必要である。

ア解説：正しい。3年経過は3号だけの適用除外で、他の権利・不正競争類型を一括消滅させない。

イ解説：誤り。著作権の保護期間は別の基準で計算される。

ウ解説：誤り。商標権の存続・更新は別制度。

エ解説：誤り。他の法的構成が成立する可能性は残る。

総合解説：同じデザインでも、各法の保護期間・要件は異なる。3年是不競法3号固有の短期保護として理解する。

出題基準：2026-09-05

Q144

著作権法・不競法の事例横断 | 基礎

A社が独自開発したプログラムのソースコードをアクセス制限し、秘密として管理している。元従業員Bが無断持出しし、競合会社でコピーして使用した場合の評価として最も適切なものはどれか。

ア．ソースコードが著作物なら営業秘密には絶対にならない。

イ．ソースコードの具体的表現について著作権侵害が問題となり、秘密管理性・有用性・非公知性を満たせば営業秘密侵害も問題となり得る。

ウ．営業秘密なら著作権は法律上発生しない。

エ．元従業員による持出しは、会社内で一度適法にアクセスしていた以上、常に自由である。

答え・解説

正答：イ．ソースコードの具体的表現について著作権侵害が問題となり、秘密管理性・有用性・非公知性を満たせば営業秘密侵害も問題となり得る。

ア解説：誤り。著作物性と営業秘密三要件は別の判断。

イ解説：正しい。プログラム著作物と営業秘密は異なる保護制度で、同じ情報に双方が関係する場合がある。

ウ解説：誤り。非公表・秘密状態でも著作物の創作時に著作権は発生し得る。

エ解説：誤り。任務違反や図利加害目的等の営業秘密侵害類型が問題となり得る。

総合解説：プログラムの秘密管理では、表現を守る著作権と秘密情報の不正取得・使用を規制する不競法を併せて考える。

出題基準：2026-09-05

Q145

著作権法・不競法の事例横断 | 標準

A社が有料会員だけに提供する大量データベースを電磁的に管理している。収録情報の選択・体系的構成にも創作性がある場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．限定提供データであれば著作権法上の著作物性は必ず否定される。

イ．データベース著作物であれば、個々の事実情報そのものまで全て著作権で独占できる。

ウ．選択・体系的構成についてデータベースの著作物として保護され得るほか、営業秘密ではなく限定提供データの要件を満たせば不競法上の保護も問題となり得る。

エ．著作権があるデータベースには不競法は一切適用されない。

答え・解説

正答：ウ．選択・体系的構成についてデータベースの著作物として保護され得るほか、営業秘密ではなく限定提供データの要件を満たせば不競法上の保護も問題となり得る。

ア解説：誤り。両制度の要件は異なり併存し得る。

イ解説：誤り。著作権は主として創作的な選択・体系的構成を保護する。

ウ解説：正しい。著作権は創作的な選択・構成を、限定提供データ制度は一定の管理されたデータ取引を保護する。

エ解説：誤り。要件を満たす不正競争があれば不競法も問題となり得る。

総合解説：データ活用では、著作権の創作性と不競法の限定提供性・管理性等を分けて評価する。

出題基準：2026-09-05

Q146

著作権法・不競法の事例横断 | 応用

工場センサーから自動収集した大量の稼働データについて、個々の数値や配列に著作権法上の創作性が認められない場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．著作物でなければ日本法上どのような保護も絶対に受けられない。

イ．創作性がない数値データは必ず営業秘密となる。

ウ．限定提供データになるには個々の数値に著作物性が必要である。

エ．著作権法で保護されないとしても、限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性等を満たせば限定提供データとして不競法上保護される可能性がある。

答え・解説

正答：エ．著作権法で保護されないとしても、限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性等を満たせば限定提供データとして不競法上保護される可能性がある。

ア解説：誤り。契約・不競法・不法行為等、他の保護可能性がある。

イ解説：誤り。営業秘密には秘密管理性・有用性・非公知性が必要。

ウ解説：誤り。著作物性は限定提供データの要件ではない。

エ解説：正しい。限定提供データ制度は、著作権法で保護されない価値あるデータも一定要件で保護する趣旨を持つ。

総合解説：知的財産法は一つの保護制度だけで完結せず、データの性質・管理・提供態様に応じて制度を選択する。

出題基準：2026-09-05

Q147 著作権法・不競法の事例横断 | 基礎

著作権の保護期間が満了した古い図案が、長年にわたり企業Aの商品を示す表示として需要者の間で広く認識されている場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．著作権は満了していても、その図案の使用態様が商品等表示として混同を生じさせるなら、不競法1号等が別途問題となり得る。

イ．著作権が満了した図案は、どのような営業利用をしても不競法上問題にならない。

ウ．不競法上周知であれば、著作権の保護期間も自動的に永久延長される。

エ．著作権満了後は図案を表示として使用すること自体が法律上禁止される。

答え・解説

正答：ア．著作権は満了していても、その図案の使用態様が商品等表示として混同を生じさせるなら、不競法1号等が別途問題となり得る。

ア解説：正しい。著作権の保護期間満了は不競法上の営業表示保護まで当然に終了させない。

イ解説：誤り。周知表示等としての保護は別途成立し得る。

ウ解説：誤り。著作権保護期間は著作権法で独立して定まる。

エ解説：誤り。一般利用は可能だが、他人の営業との混同等を生じさせる利用には別規制があり得る。

総合解説：パブリックドメイン化は創作的表現の著作権独占終了を意味するが、表示機能を利用した不正競争まで自由化するものではない。

出題基準：2026-09-05

Q148 著作権法・不競法の事例横断 | 標準

競合A社の会社名と同一のドメイン名を、Bが高額転売目的で先取り取得した場合の法的評価として最も適切なものはどれか。

ア．短い会社名が著作物でなければドメイン名の不正取得は一切規制できない。

イ．会社名の文字列自体に著作物性が認められるかとは別に、図利目的等の要件を満たせば不競法2条1項19号のドメイン名不正取得等が問題となる。

ウ．ドメイン名の取得は必ず著作権法の複製権侵害となる。

エ．ドメイン名の先着取得は目的を問わず常に適法である。

答え・解説

正答：イ．会社名の文字列自体に著作物性が認められるかとは別に、図利目的等の要件を満たせば不競法2条1項19号のドメイン名不正取得等が問題となる。

ア解説：誤り。19号は著作物性を要件としない。

イ解説：正しい。19号は著作権の有無ではなく特定商品等表示と図利加害目的等を基準とする。

ウ解説：誤り。文字列の著作物性・複製該当性とドメイン規制は別問題。

エ解説：誤り。図利加害目的で他人の特定商品等表示と同一・類似ドメインを取得等すれば19号が問題となる。

総合解説：サイバースクワッティングは、著作権ではなく不競法のドメイン名規制が中心となることが多い。

出題基準：2026-09-05

Q149

著作権法・不競法の事例横断 | 標準

有料ゲームのアクセス制御を無効化するプログラムを第三者が販売し、海賊版利用を可能にしている場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．不競法が適用されると著作権法は法律上必ず適用禁止となる。

イ．技術的制限手段を無効化する装置・プログラムの提供は不競法と無関係である。

ウ．不競法の技術的制限手段無効化プログラム等の提供が問題となり得るほか、具体的な行為態様によっては著作権法上の技術的保護手段・複製等に関する規定も別途検討される。

エ．アクセス制御を回避する行為は必ず商品形態模倣3号だけで処理される。

答え・解説

正答：ウ．不競法の技術的制限手段無効化プログラム等の提供が問題となり得るほか、具体的な行為態様によっては著作権法上の技術的保護手段・複製等に関する規定も別途検討される。

ア解説：誤り。両法は要件に応じて併存し得る。

イ解説：誤り。17号・18号が直接規制する。

ウ解説：正しい。両法は異なる観点からデジタルコンテンツ保護に関係する。

エ解説：誤り。商品形態模倣とは異なる規制類型。

総合解説：デジタルコンテンツ事件では、著作物の無断利用とアクセス・コピー制御の無効化を分けて条文適用を検討する。

出題基準：2026-09-05

Q150

著作権法・不競法の事例横断 | 応用

著作権法と不正競争防止法の関係について最も適切な説明はどれか。

ア．著作権法と不競法は完全に同じ保護要件・保護期間を持つ。

イ．著作権法が適用されないものは、不競法でも必ず保護されない。

ウ．不競法は登録された知的財産権だけを保護する法律である。

エ．著作権法は創作的な表現等を中心に保護し、不競法は公正な競争秩序を守るため列举された不正競争行為を規制するため、同じ情報・表示・デザインでも要件に応じて双方又はいずれか一方が適用され得る。

答え・解説

正答：エ．著作権法は創作的な表現等を中心に保護し、不競法は公正な競争秩序を守るため列举された不正競争行為を規制するため、同じ情報・表示・デザインでも要件に応じて双方又はいずれか一方が適用され得る。

ア解説：誤り。制度目的・要件・効果が異なる。

イ解説：誤り。非著作物データや商品等表示等、不競法独自の保護対象がある。

ウ解説：誤り。不競法は登録を前提とせず、列举された不正競争行為を規制する。

エ解説：正しい。両法の保護法益・要件は異なり、重畳適用も排他的適用も事案ごとに判断する。

総合解説：弁理士試験の横断問題では、対象物が同じでも『何を保護する制度か』『要件は何か』『登録が必要か』『期間はどうか』を法ごとに分解して判断する。

出題基準：2026-09-05